

最低賃金制における最低生活保障に関する意見書

2015年3月25日

〒603-5301

京都市北区紫野北花ノ坊 96 佛教大学

金澤 誠一

はじめに

本意見書の目的は、今日における最低生活費とはどの程度必要かという点を明らかにする点にある。憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」とはどのような生活なのか、先行研究を踏まえながら、そしてまた、最近の最低生活費の算定の動向を踏まえながら、明らかにすることが目的である。

本意見書の構成は、まず第 1 に、現行の最低賃金制度の下で、雇用が不安定で低賃金な労働者の増大している実態を明らかにしている。第 2 に、その労働者世帯の生活実態を家計調査から明らかにしている。第 3 に、神奈川労連による労働者生活実態調査に基づき、親と同居している単身労働者と単身世帯労働者の生活と労働の実態を明らかにしている。以上の現代の労働者の生活実態を改善するために、どれ位の最低生活費が必要かが、以下で検討される。そこで第 4 に、最低生活費の算定に関する先行研究と最近の動向について検討している。第 5 に、先行研究を踏まえ、持ち物財調査や生活実態調査に基づくマーケット・バスケット方式による単身労働者の「最低生計費」(最低生活費は普通名詞であるが、「最低生計費」はここでいう我々の固有名詞である)を算定している。

この「最低生計費」を満たすような最低賃金が必要である。それが、今日の若年単身者の自立を促し、少子高齢化社会を改善し、彼らの購買力が地域経済を活性化させ、内需拡大による国内経済の活性化へと繋がる「社会のあり方」の基本であると考えられる。

I 雇用の不安定化と低賃金労働者の増大の実態

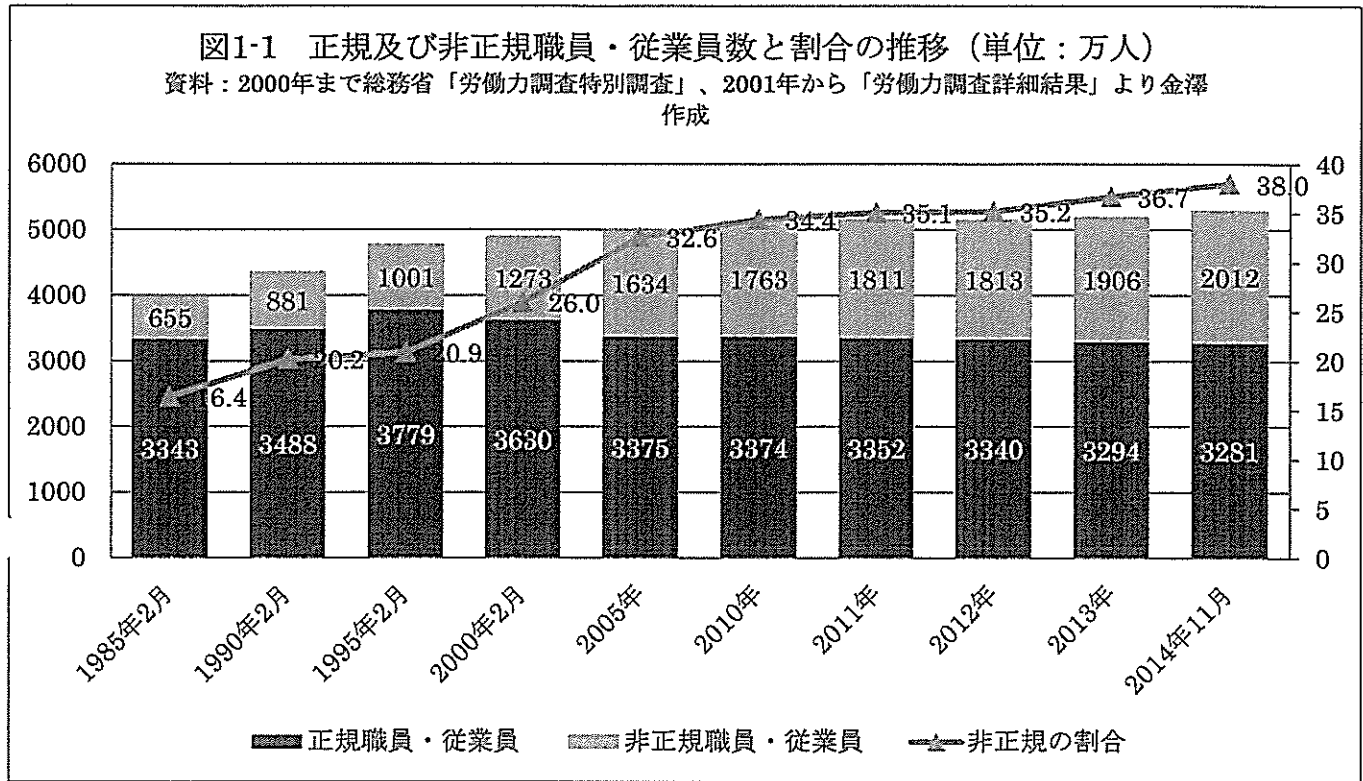
1. 雇用の不安定化の進展

80 年代から 90 年代そして、2000 年代に入り今日に至るまで、新自由主義に基づく政策が開かれてきたが、その結果の一つが、労働者の非正規化の進展である。図 1-1 は、「正規及び非正規職員・従業員の推移」を総務省の「労働力調査詳細結果」(2000 年までは「労働力調査特別調査」)から作成したものである。これによれば、労働者・サラリーマン総数は、1985 年の約 4000 万人から 2005 年には 5000 万人を超えるに至る。その後、5100 万人から 5200 万人とほとんど変化が見られない。

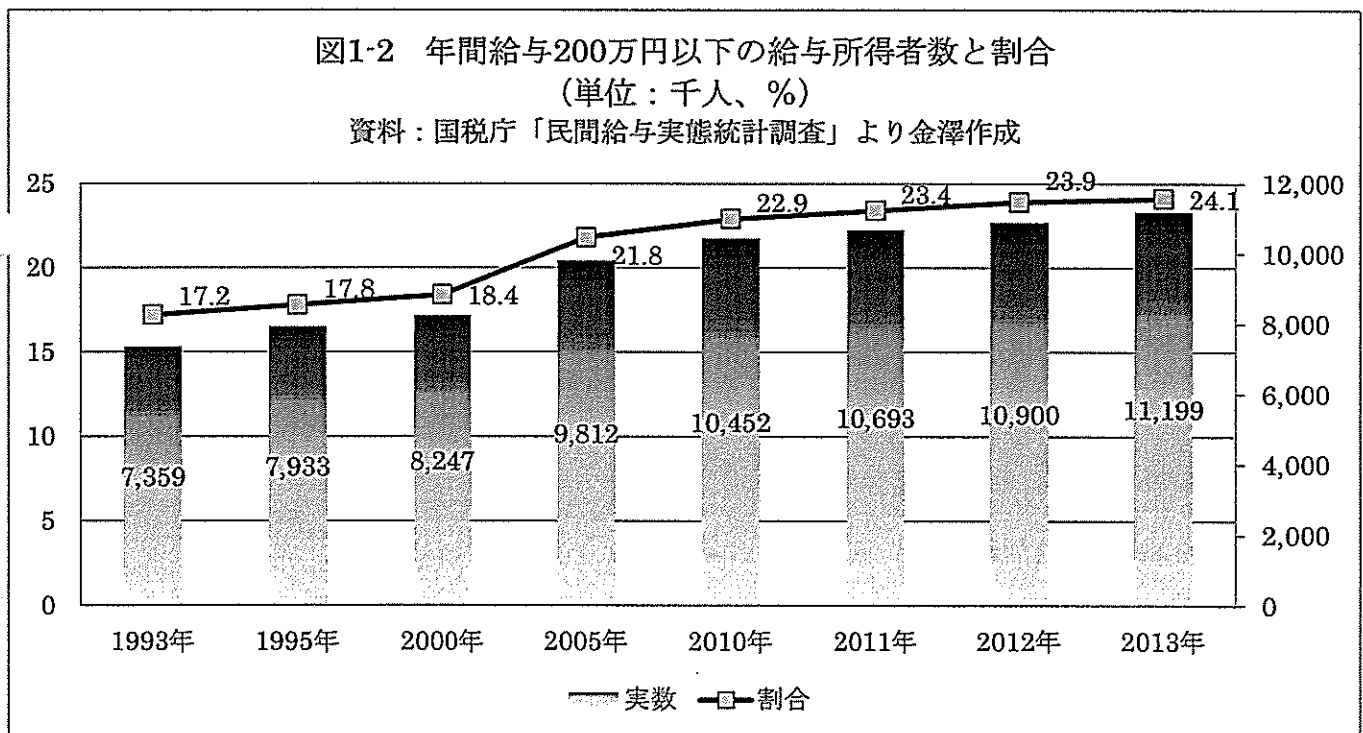
それに対し、正規と非正規労働者数の推移を比較すると、明らかに、正規労働者の数は、「構造改革」が始まり日経連の『新時代の「日本的経営」』が公表され、年功賃金や終身雇用といったそれまでの日本的経営から成果主義・目標管理やリストラによる正規の非正規化が進められた 1995 年を境にして、減少に転じている。反対に、非正規労働者の数は、1995 年を境に増加し続けている。そして 2014 年 11 月では 2012 万人と 2000 万人を越えるに至っている。この間、景気回復

が喧伝されているが、その担い手は正規労働者というよりは、非正規労働者なのである。

図1-1に示されているように、非正規労働者の割合の推移をみると、1990年代には、非正規労働者の割合はほぼ2割であったが、2005年には3割となり、2014年11月では38.0%と4割に近づいている。非正規労働者4割台の時代に入りつつあるといえる。



2. 低賃金労働者の増大



雇用の不安定化はまた、低賃金労働者を大量に生む出すことになる。次の図 1-2 は、国税庁による「民間給与実態統計調査」によるものである。これによれば、年間 200 万円（月平均 16.7 万円）以下の給与収入しかない労働者は、1,000 万人を超えほぼ 1,100 万人であることが分かる。その割合は 2 割を超え 24% とほぼ 4 人に 1 人の割合であることが分かる。まだ、平成 25 年のデータは公表されていないが、上述のように正規労働者が減少し、非正規労働者が増加している状況では、どの位のベースアップが実現したかは不明ではあるが、賃上げが中小企業労働者や非正規労働者にまで及んでいない可能性が高いことからすれば、200 万円以下層は増加し、格差が拡大する事が危惧される。逆にいえば、最低賃金を引き上げ、未組織労働者が多い非正規労働者の賃金を引き上げることが必要なのである。賃金の底上げなくして、国民の多くが景気の回復を実感できないばかりか、経済の安定的な回復は望みえないであろう。

II 勤労者世帯の生活実態－「家計調査」から－

1. 家計分析のための理論仮説

－生活の「社会化」と「現代的資本主義的社会化」－

分析に入る前に、分析の仮説としての生活の「社会化」とその現代の現われ方である「現代的資本主義的社会化」についてその概念を説明する必要がある。また、この仮説に基づく家計分析のための道具として家計支出の範疇分類をする必要がある。

(1) 資本主義の発展と生活の 2 つの「社会化」と「現代的・資本主義的社会化」

資本主義の発展は、次の 2 つの生活の「社会化」を進めることになる。

①直接的「社会化」の進展

19 世紀の末から 20 世紀に至ると、独占資本主義段階となり、資本主義の階級間の矛盾は、大規模な労働者・国民の貧困と対立をもたらし、それに対する何らかの緩和策を講じる必要性が増大した。それが包括的な社会保障制度であり、その前提としての完全雇用政策や最低賃金制度などの労働政策があり、また、住宅、医療、交通・通信、上下水道、電気・ガスなどの公共事業・生活の一般的条件基盤＝「生活基盤」の国家による整備であった。それまでの自由主義的な政策とは異なり、国家による国民生活への積極的介入である公共政策が展開されることになる。これらは、生活の共同化＝「社会化」ということができる。これを江口英一氏は生活の「直接的社会化」⁽¹⁾と呼んでいるのである。

(1) 江口英一「第 1 章－4. 生活と福祉の分析理論－社会福祉の生活理論」(江口英一編著『前掲書』)

②間接的「社会化」の進展

生活の「社会化」のもう一つの筋道は、生産力の発展とともに消費財貨・サービスの商品化が進む点にある。生産力の増大は、洪水のように次から次へと新しい消費財貨・サービスを市場に登場させ、個々人の消費生活の中に入り込んでくることになる。それは、これまで商品化されることがなかった家事・育児労働すら、さまざまな姿をとって市場に登場し商品化されることになる。これらを商品化・分業化された生活の相互依存関係の深化・拡大という意味で生活の「間接的社会化」⁽²⁾と呼んでいるのである。

(2) 江口英一「第 1 章－4. 生活と福祉の分析理論－社会福祉の生活理論」(江口英一編著『前掲書』)では、「商品的社会化」と呼んでいるが、江口・金澤「前掲論文」では、「間接的社会化」としている。

③生活の「社会化」による家計支出の複雑化

上記の生活の「社会化」は、家計支出の構造を複雑なものにする。社会保障制度や「生活基盤」の運営や維持管理のための財源として社会負担である税金や社会保険料が、個々の家計から出て行くことになる。他方、疾病や介護、障害、死亡、高齢、失業などの生活上の事故が発生すれば、社会保障諸制度から現金や現物・サービスという形で社会的給付が、個々の家計に入り込んでくる。また、住宅や教育の確保のために膨大な資金を必要とし、そのために金融資本から長期的な借金を抱えることにもなりやすい。このように、個々の家計は、その生活の維持のために、社会的規模の資金の循環に巻き込まれることになる。

④「現代的・資本主義的社会化」の進展

生活の「社会化」、特に直性的「社会化」は、資本主義の利潤の追求という至上命題の下では、「社会化」された生活場面でも、規制緩和、市場化から民営化が進み、応能負担主義から応益負担主義への転換が急激に進むことになる。

消費や生活の「社会化」は、社会保障や「生活基盤」の市場化が進み、それらが商品として利潤を伴いながら提供されることを「現代的・資本主義的社会化」⁽³⁾と呼んでいるのである。これらの商品化とともに労働力の価値＝賃金が高まらない限り、生活内容は実質的に低下していかざるをえない。

(3) 江口・金澤「前掲論文」で、「現代的・資本主義的社会化」が概念化されている。

現代の資本主義は、一方で生活の「社会化」を押し進めながら、しかも、商品化としての「社会化」である「現代的・資本主義的社会化」を押し進め、それだけ労働力の価値は高まり、家計の必要とされる支払いが増えるのであるが、他方では、労働者の雇用形態の非正規化を押し進め、賃金の低迷をもたらすことになる。その結果は、生活の圧縮である。徐々に国民の生活は圧縮・削減され、「貧困」が蔓延し、格差は拡大していく。それはまた国民経済の縮小をもたらすばかりでなく、若者の自立や結婚を困難にする可能性を高め、その結果は少子高齢化を進める一因となることが危惧される。

⑤国民生活の「底上げ」＝最低生活の保障とナショナルミニマムの実現

しかし、「現代的・資本主義的社会化」が何の矛盾もなく無限に貫くわけでもないだろう。結果として貧困化が進んでいくその道へのさまざまな抵抗が生まれるであろう。「現代的・資本主義的社会化」を阻止し、「貧困化」への対抗軸として、後述するように、最低生活費を「要」とした全国民的な包括的最低生活保障＝ナショナルミニマムを実現することが必要とされるのである。

(2) 分析の道具としての家計費目の範疇分類

これからの家計分析は、前述の生活の「社会化」が今日の資本主義の下で、どこまで、そしてどういう形で進展しているか、そしてそれは、生活の継続と安定、その豊かさと貧しさなどの点で、どのような性格を持っているかを明らかにすることが出来るものでなければならない。このような点を考慮して、生活の「社会化」の概念に従い、総務省の「家計調査」の費目分類を再分類すると、以下のようになる。

次の表1に示されている「Ⅰ個人的再生産費目」「Ⅱ社会的体裁維持費目」「Ⅲ社会的固定費目」「Ⅳ生活準備金費目」という区分は、今日の生活の「社会化」が、それぞれのルートの違いの区分である。ⅠとⅡは、ともに商品化を通して社会的相互依存関係が深化・拡大するという意味で、生活の前節でいう間接的な「社会化」がみられる費目から成っている。それは、ひとつには、共

働きや労働の長時間化、交替制勤務の一般化など、いわゆる労働の全般的な「社会化」に対応した必要生活手段の商品化の拡大・生活の全般的な「社会化」という現代の特徴的な現象といえる。

Iは、食費や被服費などからなっているが、その中には、共働きの増大から家事労働の軽減のために、お総菜、レトルト食品などや、既製品が多くなっていることが特徴である。

また、II-①は、高度経済成長期に普及した大企業製品を主とするいわゆる耐久消費財などであり、共働き世帯の増大などによる家事労働の軽減の必要から普及したという側面をもつが、人前に出て恥をかかないでいられるような見苦しくない生活を送るために必要費目である。

また、II-②に分類された費目も、共働きによる、女性の社会的活動の広範化などにより、商品化を通しての社会的相互依存関係の深化・拡大のみられる費目であるが、「社会生活に参加しているか」という生活の「機能」を達成するための費目である。それはひとつには、さまざまなつきあい・繋がり、コミュニケーションに不可欠な「交際費」「理容美容費」などから成り、ひとつには「外食」から成っている。こうした費目の節約・削減は、職場や隣近所あるいは親類縁者などとの人間関係を阻害し、「社会的孤立化」の傾向をうみやすい。その意味では、これらの支出は、社会的に一種の「強要」されたものといえる。

次にIIIに分類した費目は、前節の生活の直接的な「社会化」がみられる費目から成っている。社会の存立および人間の存立にとって不可欠とされる生活の一般的条件・基盤＝「生活基盤」とよんだところの、例えば教育、医療、住宅、住環境あるいは交通通信などに関わる費目から成っている。本来的には、それは社会的性格が強く、結局のところ社会に還元されることから社会が共同で負担・「共同化」してゆく必要性の強いのであるが、高度に発展した資本主義のもとでは、とくに今日では「応益負担原則」が強力に押し進められ、それら施設・サービスの利用料、使用料などさまざまな名称でよばれている負担が、個々の家計に負わされている。しかし、それは人間の存立そのものにかかわるため、社会的にいえば「強制」され、その結果として社会的固定費用的性格をもつことになる。

また、「I'掛買」、「II'月賦」、「III'税金・社会保障負担」、「III''土地家屋・その他の借金返済」、「IV生活準備金費目」といった費目は、最も資本主義的な「社会化」の様相を示している。たとえば、月賦や住宅ローンのように、個々の家計がその外側の金融資本の循環に巻き込まれ、高い利子を支払わされながら、社会的に「強要」されたり「強制」されたりしている今日の生活の「社会化」に対応している姿を映しだしている。また「IV生活準備金費目」は、「貯金」などのように、将来社会的に支出の「強制」が見込まれる教育、疾病、住宅、高齢などの「準備金」としての意味が強く、それもまた今日の生活の「社会化」への個々の家計の「抵抗」を意味しているだろう。これらは、具体的な消費財貨の消費状況を示しているものではないが、生活の継続・安定という視点から長期的にみれば、確かに「社会化」を進める消費生活と密着した関係がある。

表 2-1 家計支出費目の範疇分類

範疇分類	家計支出費目	備考
I 個人的再生産費目	食費、被服費	肉体的再生産に必要な費目
II 社会的体裁維持費目		
①グループ	家具・家事用品 自動車関係費	大企業製品、耐久消費財 デモンストレーション効果による普及

②グループ	交際費 教養娯楽費 こづかい 身の回り用品 理美容費 その他諸雑費	生活の「間接的社会化」の進展 人と人とのつながり、付き合いにとつて必要な費目、社会的体裁を維持し社会参加に必要な費目
Ⅲ社会的固定費目	教育費、保健医療費 住宅費、交通・通信費 光熱・水道費 仕送り金	生活の一般的条件・基盤＝「生活基盤」の確保のために必要な費目 生活の「直接的社会化」の進展 「応益負担原則」の強化により負担 「現代的・資本主義的社会化」
Ⅲ'税金・社会保障負担費	税金、社会保険料	長期的な生活の維持・安定にとって必要な費目、生活の社会化・共同化
Ⅰ'掛買払い Ⅱ"月賦払い Ⅲ"土地家屋・他の借金返済 Ⅳ生活準備金費目	掛買払い 月賦払い 土地家屋借金返済 他の借金返済 貯金、民間保険掛け金 財産購入、有価証券購入	Ⅰの費目を確保するためのクレジット Ⅱの費目を確保するための月賦払い Ⅲの確保のためのローン返済 生活準備金：生活基盤の確保や社会保障の給付を補完するための準備金

2. 勤労者の実収入の低迷

多くの労働者は、世帯を単位として生活している。したがって、個々の労働者の賃金が下がったとしても世帯としては収入が下がらない可能性もある。ここでは、2人以上の勤労者世帯を対象として、総務省の「家計調査」のデータから分析を進めることにする。

次の図 2-1 は、実収入について内訳別にその推移をみたものである。これをみると、勤労者世帯の場合、その実収入の主なものは、世帯主収入と配偶者収入であることが分かる。その推移が実収入の水準を規定する事になる。

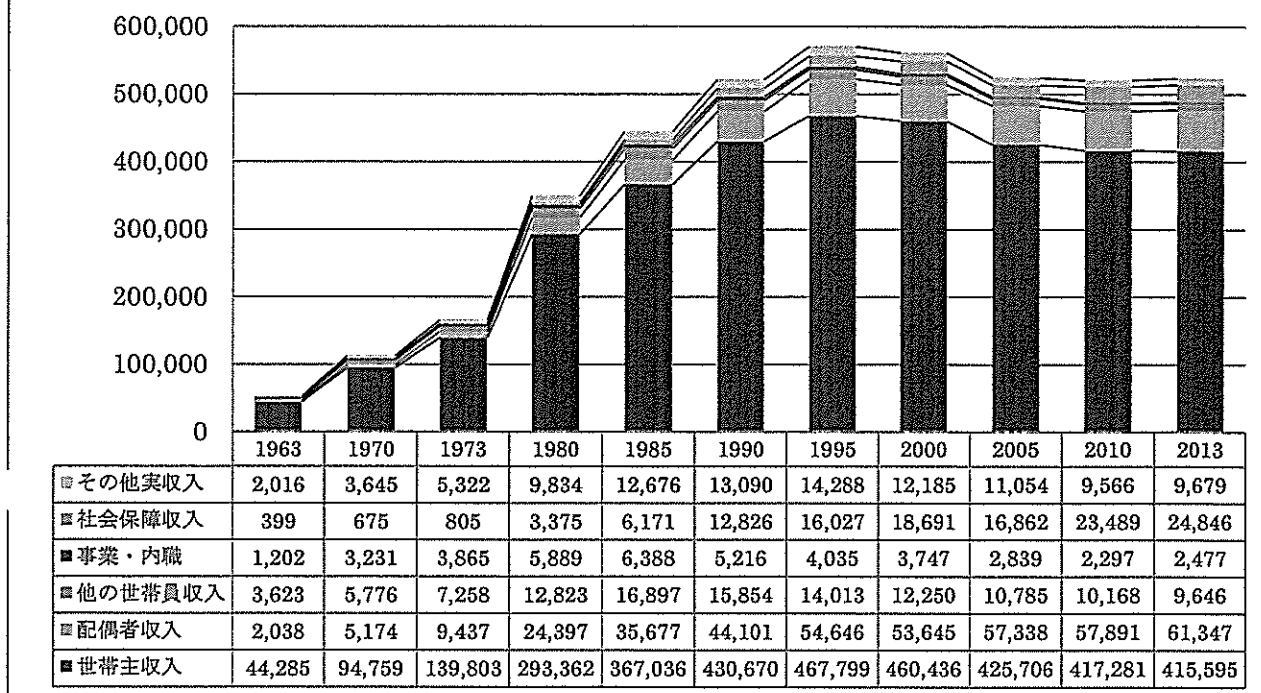
図 2-1 では、1995 年を境に、実収入はそれまでの上昇から低下に転換することになる。1995 年は、1 ドル 70 円台となり、中国をはじめとした東南アジアへの工場移転など海外直接投資が急速に進み、いわゆる経済のグローバル化が進む転換点であり、他方では、日経連の「新時代の「日本的経営」」に象徴されるように、経済状況に容易に対応できるような「雇用柔軟型」の非正規化など、規制緩和、自由化、民営化、応益負担原則の強化とともに新自由主義・「構造改革」が進む転換点である。

実収入は、1995 年の 57 万 817 円から 2013 年の 52 万 3,589 円まで低下している。もう少し正確にみると、実収入は 1997 年がピークとなっている。1997 年の実収入は 59 万 5,214 円である。

この1995年を100として2013年の指数は91.7である。また、1997年を100とすると、2013年の指数は88.0となる。12%の減少という事になる。

図2-1. 2人以上勤労者世帯、実収入の内訳の推移

資料：総務省「家計調査年報」各年より著者が作成



ただし、図2-1をよく見ると、2005年頃まで急速に低下し、その後は、ほぼ52万円台を上下している。しかし、世帯主の収入をみると、2005年から2013年までに1万円ほど減少している。世帯主収入が減少傾向を続けているにもかかわらず、実収入は下げ止まり傾向を見せているのは、配偶者収入が増加傾向にあるからである。

世帯主収入と配偶者収入の推移をみたのが、図2-1である。これをみると、世帯主収入の動きと配偶者収入の動きは、逆になっていることが分かる。1995年を境に、世帯主収入は低下傾向を示し、配偶者収入は増加傾向を続けている。世帯主収入は、1995年の46万7,799円から2013年の41万7,281円へと、5万518円の減少に対し、配偶者収入は、5万4,646円から6万1,347円へと、6,701円の増加である。その差額が、この間の実収入の減少額に近いといえる。しかし、2005年以降、世帯主収入の減少が続いている中で、実収入の低下に歯止めがかかっているのは、配偶者収入の増加によるところが大きいのである。

以上のように、世帯主収入の低下を補う形で、配偶者の就労が進んでいるとみることができる。配偶者の就労促進は、その多くが女性である場合であろうが、その実態は、家計補完的性格が強いといえるであろう。いうまでもなく、女性の社会的進出は女性の自立の問題と切り離せないことではあるが、いずれにせよ、女性の就労の増大は、その2つが主な要因となって、今後も進むことは事実であろう。しかし、それを支える社会的支援があるのかが問われるものである。共働きの進展は不可避であろうが、それによる労働の全面的「社会化」が進み、多面、それを補うべき家事・育児から介護・医療・年金の問題を含めて生活の「社会化」を推進しなければならないことになる。

労働の全面的「社会化」は、現代的・資本主義的に進められ、「低賃金不安定雇用層」の増大という形をとっていることは、すでに見てきたことである。この場合、単身世帯の場合、年間 200 万円（月平均 16.7 万円）以下層が 2 割を超える状況では、果たして家賃を払い、税金・保険料を払って、自立した生活が出来るかが問題になる。「パラサイト・シングル」といわれる若者層が増えているのはその表れであろう。また、それは、「結婚資金が足りない」や結婚しても「生活費が足りない」など結婚できる可能性を低めるであろうし、仮に結婚しても、夫婦ともに「低賃金不安定雇用」である場合には、子どもの養育や教育費を捻出することが困難になり、少子化を進めることにもなる。

3. 家計支出の「硬直化」・「現代的・資本主義的社会化」の進展

そして、次にみるように、労働の全面的「社会化」とともに展開される生活の「社会化」は、第 1 に、その現代的・資本主義的な姿は、交通手段や通信手段、水道や電気・ガス、住宅、教育などの社会的共同生活手段である「生活基盤」は、いわゆる「市場の失敗」として市場には登場しにくく、したがって公共性が強い財やサービスであるが故に、国家や自治体によって供給されてきたものであるが、新自由主義の名のもとに民営化・自由化・規制緩和が進み、いわゆる「社会資本化」が進むことになる。それとともに、独立採算制と応益負担原則が採用され、市場原理の名のもとに「商品」として供給され、個々の家計負担は増加し特に低所得層に重くのしかかることになる。第 2 に、社会保障や社会福祉制度も、新自由主義の下で、市場化・民営化・規制緩和・応益負担原則が強まり、家計負担の増大が進むことになる。

(1) 「社会的固定費目」の一貫した増加

図2-2-1. 2人以上勤労者世帯平均、家計支出の各種「社会的固定費」の推移
資料：総務省「家計調査年報」より金澤が作成

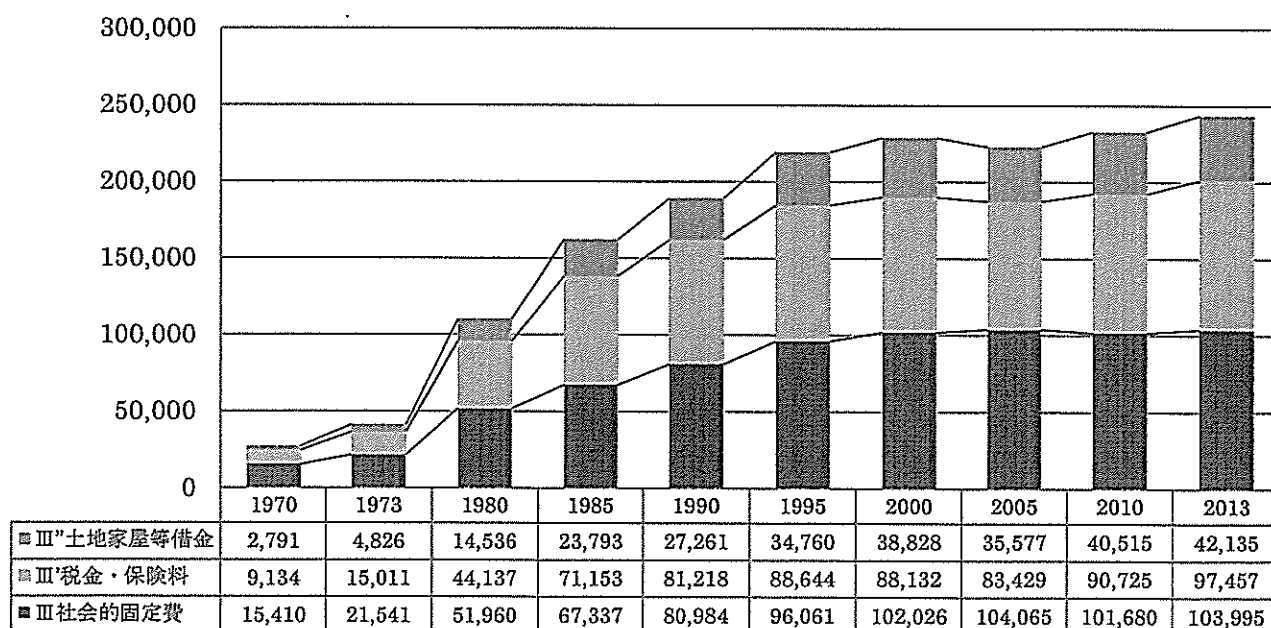


図2-2-2 2人以上勤労者世帯平均、家計支出の各種「社会的固定費」の割合の推移

資料：総務省「家計調査年報」各年より金澤が作成

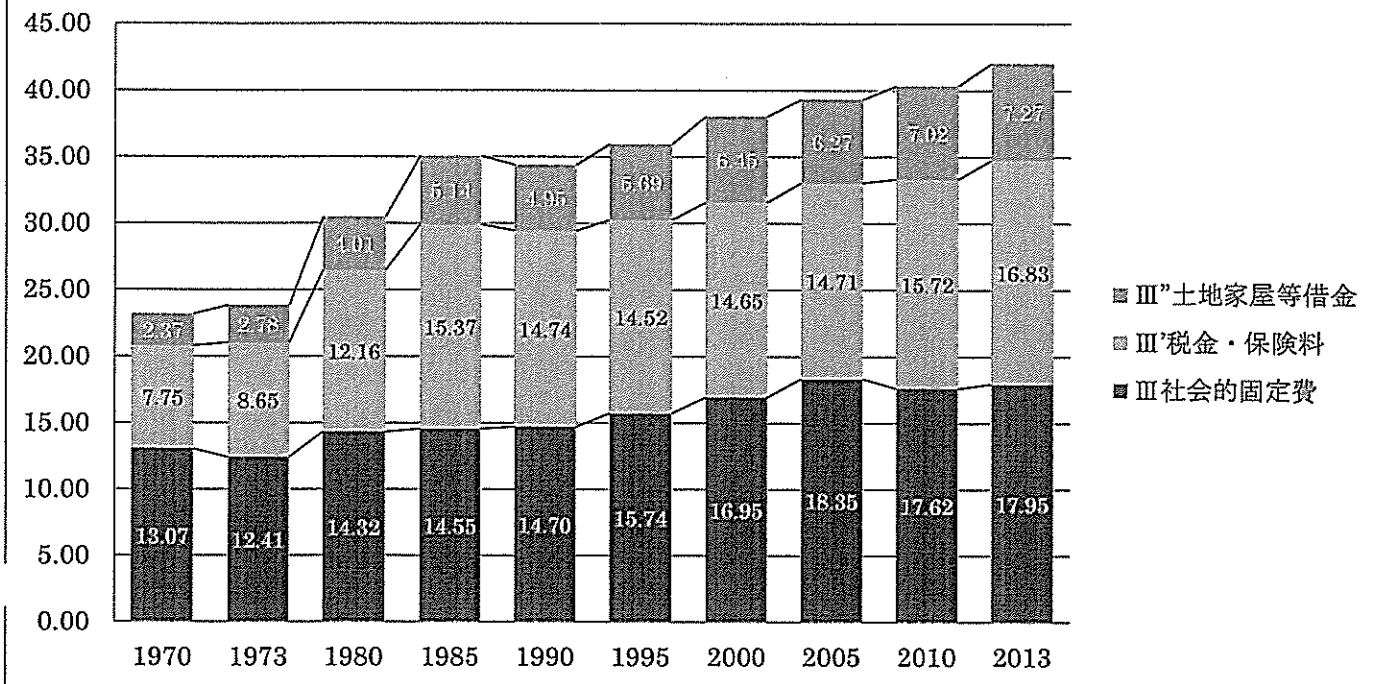


図 2-2-1 は、「現代的・資本主義的社會化」を示す家計支出費目として分類した「Ⅲ社会的固定費目」（住宅、医療、教育、水道、電気・ガス、交通・通信などの支出費目）や「Ⅲ'税金・社会保障負担」、「Ⅲ'土地家屋等借入金返済」の 1970 年以降ほぼ 5 年おきにその推移をみたものである。これをみると、1995 年まで実収入の増加に伴い、これら各種「社会的固定費目」は急速に増加し続け、1995 年以降の実収入の低下以降も、その支出は減速傾向にあるが増加を続けている。実収入が減少したとしても、これら「社会的固定費目」は削減し節約できにくい選択の余地の非常に狭い費目であることがよく示されている。

したがって、家計総支出⁽⁴⁾に占めるこれら「社会的固定費目」の割合は、図 2-2-2 に示されているように、1970 年以降、1995 年以降も上昇し続けることになる。1970 年には 23.2% でしかなかったものが、1980 年には 30.5% と 30% を超え、その後も上昇し続け、1995 年には 36.0%、2010 年には 40.4% と 40% を超え、2013 年には 42.1% とさらに上昇を続けている。それだけ、自由に使えるゆとりが減少し、生活は「硬直化」が進むことになる。それとともに、「現代的・資本主義的社會化」は、社会的給付の削減とそれを自己責任として応益負担原則により賃金で補う「賃金依存度」を強めることを意味している。本来、「Ⅲ'税金・社会保障負担」が増加すれば、その分「Ⅲ社会的固定費目」が減少するはずであるが、我が国の今日の特徴は、その双方が同時に上昇する点にある。この点が国民の納得いかない点であろう。税金や社会保険料などの負担が増加する事は、それだけ社会保障制度が充実し、社会的給付が増加し、福祉、教育や住宅、医療、介護、交通、通信、水道、電気・ガスなどの家計負担が減少する事が期待するのが当然であろう。その点が、今回の「税と社会保障の一体改革」には見られないのである。むしろ、自己責任やコミュニティの互助が全面に押し出され、公助が大幅に後退しているのである。これまでには見られない社会保障の原理の大幅な転換である。それは、ますます「現代的・資本主義的社會化」を

強めることになる。

(4) ここでの「家計総支出」とは、総務省「家計調査」の「支出総額」から「貯金引き出し」と「繰越金」を差し引いたものである。ほぼ「実収入」と同じ水準となる。その理由は、今日、賃金・給与は銀行振込みが一般的で、賃金を受け取った段階で、一方で「勤労収入」として収入に計上されるが、他方で同時に「貯金」として支出に計上され、その後、必要に応じて貯金は引き出され日常生活費などに使われる。その結果、賃金と貯金引き出しが収入として2重計算され、見掛け上、極端に言えば2倍になる可能性があるのである。それを避けるために、ここでは、「支出総額」＝「収入総額」から「貯金引き出し」と「繰越金」を差し引き、実質的な収入を「家計総収入」＝「家計総支出」としている。

(2) 「日常生活費」の減少傾向の継続

一般的購買力の低下・景気上向きを庶民は実感できない構造一

実収入が減少しているのに、「社会的固定費目」が増加しているということは、他の費目の削減・節約がなければ成り立たない。その節約・削減している費目は、図2-3-1に示しているように、「日常的生活費」である。それは、「Ⅰ個人的再生産費目」や「Ⅱ社会的体裁維持費目-①」、「Ⅱ社会的体裁維持費目-②」と分類したものである。これをみると、1995年以降、明らかにこれら「日常的生活費」は節約・削減していることが分かる。特に、「Ⅰ個人的再生産費目」と分類した食費や被服費の減少や、「Ⅱ社会的体裁維持費目-②」として分類した交際費、教養娯楽費、理容美容費、身の回り用品、こづかい、外食の削減が目立つのである。それに対し、「Ⅱ社会的体裁維持費目-①」として分類した家具・家事用品や自動車関係費は、一貫して増加傾向にあり、これらの大企業製品の耐久財や自動車関係の支出は、日常生活費の中で唯一増加傾向を続けている。

図2-3-1. 2人以上勤労者世帯、家計支出の範疇化された「日常的生活費」の推移

資料：前図に同じ

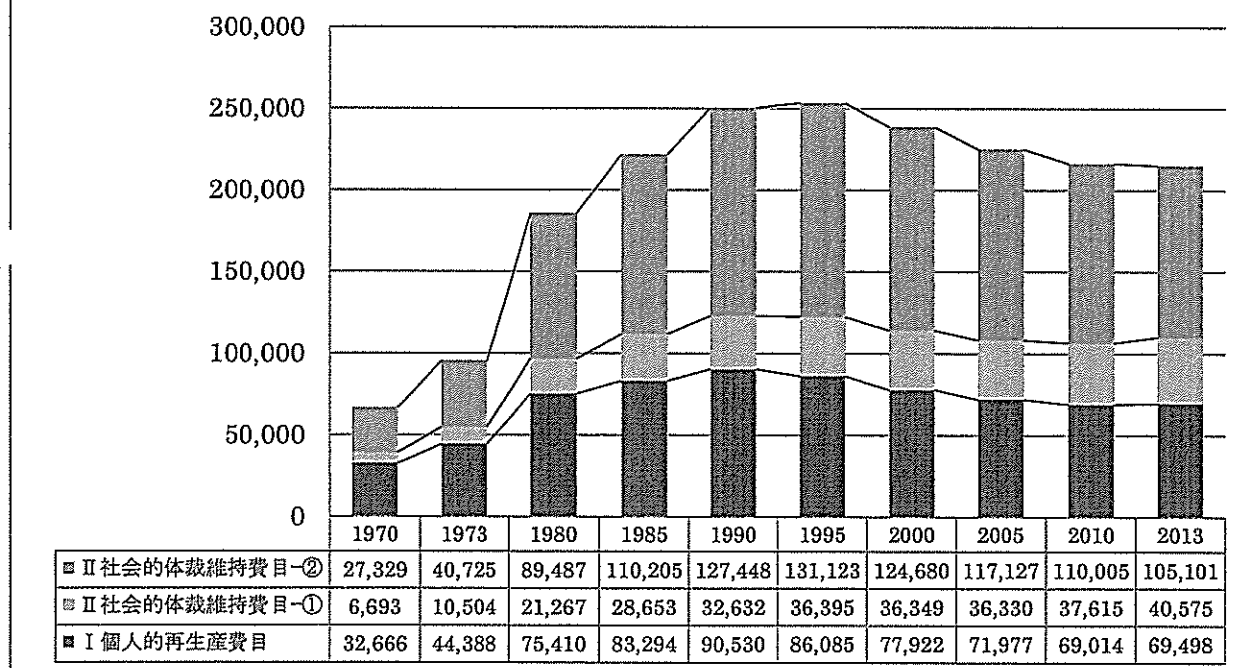
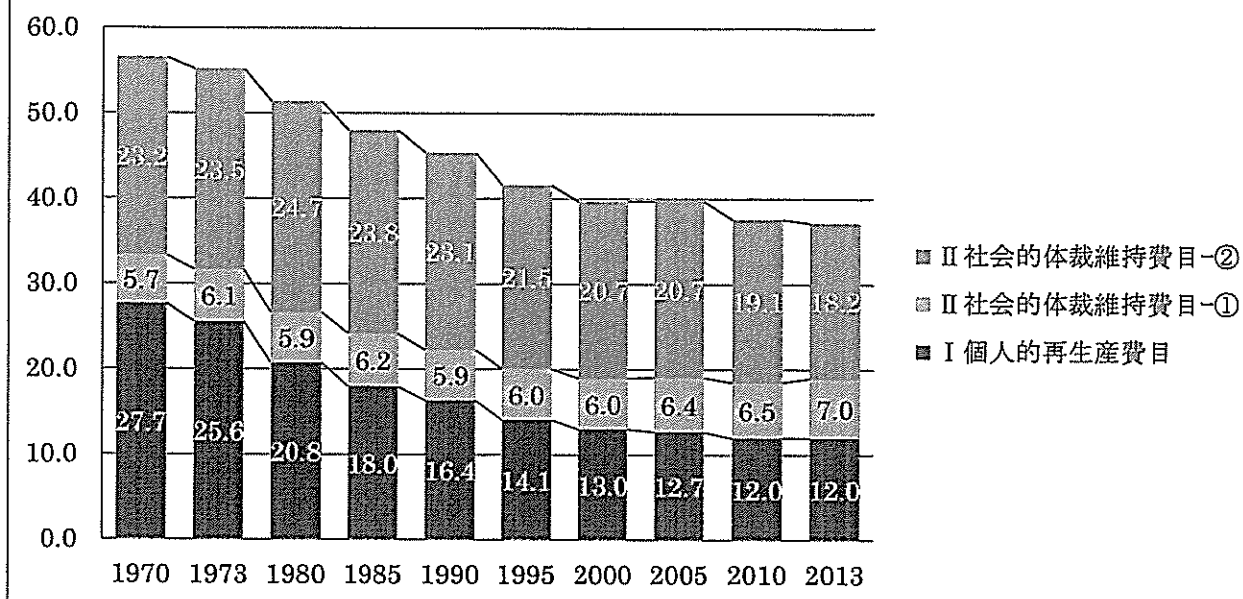


図2-3-2. 2人以上勤労者世帯、範疇化した日常生活費の割合の推移

資料：前図と同じ



このように、日常生活費が一部の例外はあるにしても、総体としてみれば減少・削減傾向が強く、それは、いうまでもなく、実収入の低下と「社会的固定費目」の増加の中で、日々必要とされる費目を削減せざるを得ないことを意味している。「I 個人的再生産費目」の食費や被服費の削減は、日々の生活に潤いと楽しみを奪うものであり、果たして「適切な栄養を得ているか」といった問題を投げかける可能性さへ含んでいる。共働きが増えて行けば、食費や被服費の既製品化、レトルト食品、インスタント食品、ジャンクフードなどが増えてくる可能性が高い。それだけ栄養が偏る可能性が危惧される。

「II 社会的体裁維持費目-②」として分類した交際費、教養娯楽費、理美容費、身の回り用品、こづかい、外食などの節約も目立つが、家族や地域、友人、職場の社会的つながり・絆を築く上で必要とされる費目であり、自己実現や個々人の価値や目的を実現するのに必要な費目である。これらの費目の削減が進んでいることは、人々の絆の構築とは反対に孤立化を生み出しやすい家計構造になっているといえるし、また個々人の自己実現や目的・価値を実現できないということは、自尊心を保つことが難しいことを意味している。

以上のような、実収入が減少しているということそれ自体、購買力を低下させ、国内需要を減少させるとともに、「社会的固定費目」が増加し、その分「日常的生活費」を削減しているのであるから、それ自身購買力の低下であることはもちろん、地域経済への波及の減少をもたらし、そして何よりも人々の豊かさの実感がもてない理由でもある。

(3) 「生活準備金」の低下—将来に向けての長期的生活の不安定化—

「現代的・資本主義的社会化」の進展はまた、家計支出の中での「生活準備金」の額と割合を減少させることになる。それだけ、将来に対する生活の不安定化を強めることを意味する。「現代的・資本主義的社会化」は、社会保障・社会福祉諸制度をはじめとして、住宅、教育、医療、交通、通信、電気、ガス、水道などの「生活基盤」の規制緩和、民営化、応益負担原則の強化、商品化の結果として、個々の家計負担の「社会的固定費目」の負担増となって現れているものであ

ることは、すでに見てきたところである。それはまた、長期的生活の維持・安定にとって欠かせない財やサービスである。これら家計負担の増大は、将来の生活の準備金としての貯蓄や民間保険などの必要性を高め、生活の自己防衛を強制する事になる。しかし、次にみるように、これら「生活準備金」の額や割合は、1995年以降明らかに減少しているのである。

図2-4. 2人以上勤労者世帯平均、範疇化した生活準備金の推移
資料：前図に同じ

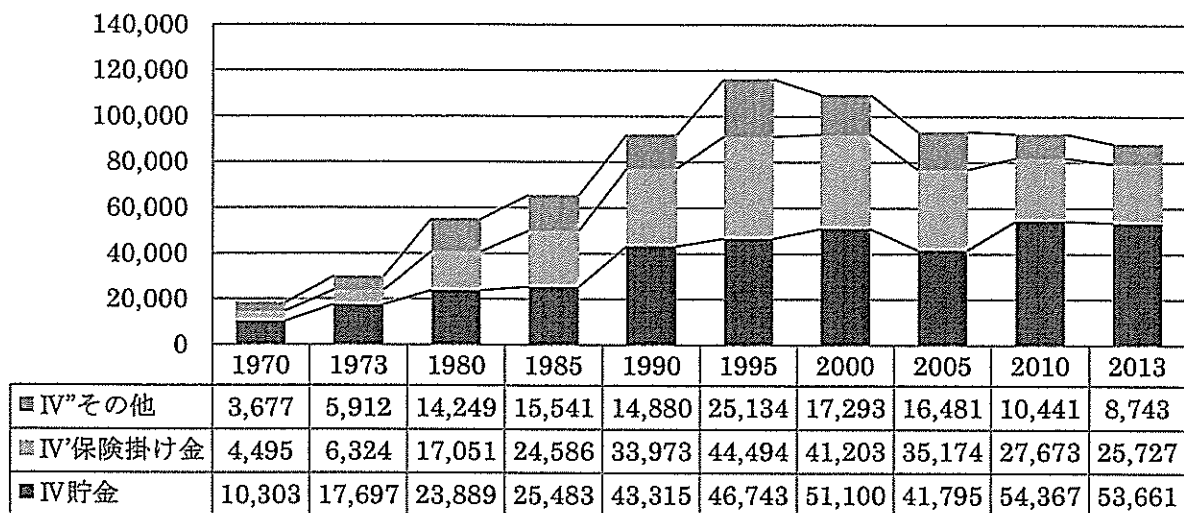


図2-4をみると、「生活準備金」は、1995年まで上昇の一途をたどっていたが、その後一転して減少傾向にある。1995年には総額116,371円であったものが、2013年には88,131円28,240円、24.3%の減少である。特に、「IV'民間保険掛け金」の減少は著しく、1995年の44,494円から2013年の25,727円とその差は18,767円、42.2%減となっている。学資保険や生命保険、がん保険、個人年金、企業年金などの掛け捨てではない貯蓄性の高い民間保険の解約などが進んでいることを意味している。「現代的・資本主義的社會化」が進み、年金額の削減や支給開始年齢の引き上げが実施され、さらに強めようとしている。また、介護保険の窓口負担の1割から2割負担などが「医療・介護総合推進法案」として審議されている。子どもの教育費、老後の生活、介護や医療などの家計負担が強まる中で、それに備える個々の「生活準備金」が減少しているのである。それだけ、国民の将来に対する生活不安が増加していることになる。

4. 低所得層の生活の「硬直化」の深刻化

(1) 所得が低くなるに従い「硬直化」が進む

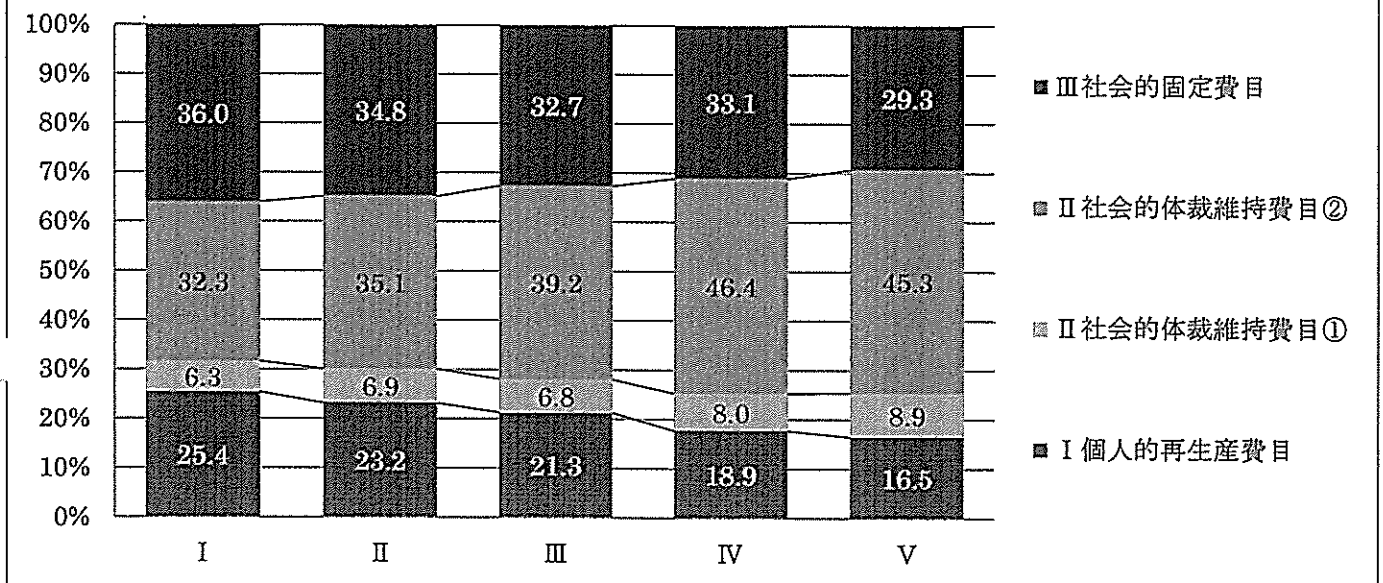
年間収入第I五分位階級というのは、年間収入を低い人から高い人に順番に並べて、それを五分分して、最も年間収入の低い5分の1、つまり20%の人たちであり、その消費支出というのは、それら最も収入の低い人たちの消費支出の平均値として表されている。

図2-5は、最も収入の低い第I五分位階級から第II五分位階級、第III五分位階級・・・第V五分位階級と順番に各消費支出を範疇分類した費目別にその割合を示したものである⁽⁵⁾。この図から、低所得世帯のいくつかの特徴が観察される。第1に、「I個人的再生産費目」は、低所得層ほど高い割合となっている点である。この費目は食費や被服費から成り、生命と健康を維持す

るために必要な必需品であるため、収入の減少に対し減少率が低くなるからである。支出弾力性が低いということになる。第 2 に、「Ⅲ社会的固定費目」もまた、低所得層ほど高い割合になるといった特徴を示している。この費目も、生活を成り立たせるための条件・基盤であるため、その節約がしにくく社会的に支出を強制されているからといえる。低所得世帯では、支出弾力性の低い、従っていわば節約しにくい必需品としての性格が強く、その割合が高いといった特徴がある。それに対し、第 3 の特徴は、「Ⅱ社会的体裁維持費目」の割合が、収入が低くなるに従いその割合は急速に低くなる点にある。現代の低所得世帯は、家具・家事用品や教養娯楽費、交際費、身の回り用品、理美容用品・サービスなどに十分に支出することができず、その結果「人前に出て恥をかかないでいられるか」とか「社会生活に参加しているか」「自尊心を保つことができるか」といった生活の「機能」を達成することがきわめて困難となる可能性が高いといった特徴を持っている。これらの生活の「機能」を達成できないとすれば、とても「人間らしい生活」とは言えない。生理的に健康を維持するだけの生活に近い状態であるといえる。個々人の価値や目的に従い、自分の人生設計に従い生活することが自由であるとすれば、その自由が奪われた状態であり、とても将来への希望を抱いて生活できる状態とは言えない。

(5)「2009 年全国消費実態調査」では、単身世帯の消費支出は、年間収入階級別には公表されているが、年間収入五分位階級別には公表されていない。そこで、年間収入階級別消費支出から年間収入五分位階級別消費支出を算定している。それは、それぞれの年間収入階級に集計世帯数が掲示されているので、集計世帯数を五等分して、それぞれを加重平均するやり方である。

図2-5 年間収入五分位階級別、単身世帯の消費支出構造
資料：総務省「平成21年全国消費実態調査」より作成



(2) 生活保護受給世帯と一般低所得世帯の消費支出の特徴

生活保護基準を引き下げる根拠は、生活保護基準が一般低所得世帯の消費支出よりも高いからというものである。本当にそうであろうか。そこで、単身世帯でみた場合、生活保護受給世帯と一般低所得世帯である第 I 五分位階級の消費支出とを比較してみたいと思う。

表 1 に示されているように、消費支出額は、一般低所得世帯の 10 万 9,205 円の方が生活保護受給世帯の 10 万 8,339 円よりも、わずかではあるが確かに高い。ここが重要であるが、住宅費は、

生活保護制度では、住宅扶助として支給されている。また、保健医療費についても医薬品と保健医療サービスは、医療扶助として現物給付されている。特に、住宅扶助は、生活保護受給世帯では単身世帯の場合、ほとんどが賃貸住宅に住んでいるのに対し、一般低所得世帯では、賃貸住宅は43%でしかなく、平均で表示されると、それだけ住宅費は低く計上されているのである。したがって、住宅費と医療扶助相当分を差し引いた生活扶助相当額で比較しないと、適正とは言えない。それをみたのが、表2-2である。

表2-2をみると、生活扶助相当額は、明らかに生活受給世帯の方が低い額となっている。生活受給世帯で75,519円であるのに対し、一般低所得世帯では92,196円と、生活保護受給世帯の方が16,677円(18.1%)も低額となっている。その具体的な生活の実態をみるとわかるように、生活保護受給世帯の生活実態は、一般低所得世帯よりも実質的に低いのである。これをさらに引き下げる事は、生理的に生存するだけで精一杯で「動物的生存水準」となり、「健康で文化的な最低限度の生活」といえるものではない。

その点をもう少し詳しく見ることにする。生活保護受給世帯は、先にみた一般低所得世帯以上に「Ⅰ個人的再生産費目」（食費、被服費）と「Ⅲ社会的固定費目」（光熱・水道費、交通・通信費、保健医療費）の割合の合計は、表2-3とそれをグラフにした図2-6に示されているように、生活保護受給世帯で72.6%にも達し、一般低所得世帯の59.4%に比べ13.2ポイントも高いのである。それだけ家計の「硬直性」は高く、自由度を表す「Ⅱ社会的制裁維持費目」の割合を圧迫することになる。それに対し、「Ⅱ社会的固定費目」の割合は、生活保護受給世帯で27.4%であるのに対し、一般低所得世帯では40.6%とその差は歴然としている。それだけ、生活保護受給世帯では、「人前に出て恥をかかないでいられたり」「社会生活に参加したり」「自尊心をたもったり」することが困難になる可能性が高いことになる。いわば、外に出ればお金がかかるから家でじっとしているような生活といえるのである。この生活の状態を「人間らしい生活」と言えるであろうか。しかもこの状態をさらに悪化させるように、引き下げているのである。人間らしい生活を保障する「生存権」が危機的状態にある。

表2-2. 被保護世帯と第Ⅰ五分位階級(一般低所得世帯)の消費支出

	第Ⅰ五分位	被保護世帯	第Ⅰ五分位	被保護世帯
消費支出	109,205	108,339	100.0	100.0
Ⅰ個人的再生産費目	32,453	35,898	29.7	33.1
食費	28,165	32,573	25.8	30.1
被服費	4,288	3,325	3.9	3.1
Ⅱ社会的制裁維持費目	33,767	20,658	30.9	19.1
①グループ	3,264	4,094	3.0	3.8
家具・家事用品	3,264	4,094	3.0	3.8
②グループ	30,503	16,564	27.9	15.3
教養娯楽費	11,435	5,491	10.5	5.1
交際費	9,538		8.7	
諸雑費	9,530	11,073	8.7	10.2
Ⅲ社会的固定費目	42,983	51,783	39.4	47.8
住居費	16,814	32,820	15.4	30.3
光熱・水道	9,552	9,152	8.7	8.4

保健医療	4,971	2,168	4.6	2.0
交通・通信	11,245	7,643	10.3	7.1
教育	401	0	0.4	0.0

出所：厚労省「平成21年社会保障生計調査」、総務省「平成21年全国消費実態調査」より作成

表2-3. 住宅扶助と医療扶助相当分を差し引いた生活扶助部分の被保護世帯と一般低所得世帯との比較

	第I五分位	被保護世帯	第I五分位	被保護世帯	第I五分位	被保護世帯
消費支出(生活扶助相当額)	88,533	75,519	100.0	100.0	100.0	85.3
I 個人的再生産費目	32,453	35,898	36.7	47.5	100.0	110.6
食費	28,165	32,573	31.8	43.1	100.0	115.7
被服費	4,288	3,325	4.8	4.4	100.0	77.5
II 社会的体裁維持費目	33,767	20,658	38.1	27.4	100.0	61.2
①グループ	3,264	4,094	3.7	5.4	100.0	125.4
家具・家事用品	3,264	4,094	3.7	5.4	100.0	125.4
②グループ	30,503	16,564	34.5	21.9	100.0	54.3
教養娯楽費	11,435	5,491	12.9	7.3	100.0	48.0
交際費	9,538		10.8		100.0	
諸雑費	9,530	11,073	10.8	14.7	100.0	58.1
III 社会的固定費目	22,313	18,963	25.2	25.1	100.0	85.0
光熱・水道	9,552	9,152	10.8	12.1	100.0	95.8
保健医療	1,115	2,168	1.3	2.9	100.0	194.4
交通・通信	11,245	7,643	12.7	10.1	100.0	68.0
教育	401	0	0.5	0.0	100.0	

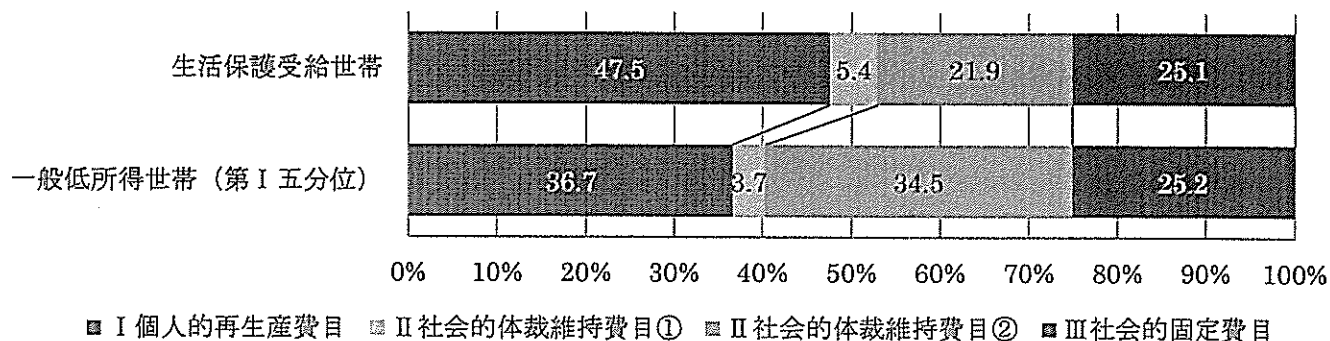
資料：厚労省「平成21年社会保障生計費調査」と総務省「平成21年全国消費実態調査」より作成

参考文献：金澤誠一編著『「現代の貧困」とナショナルミニマム』高菅出版、2009年

金澤誠一著「低所得層の生活実態」（江口英一編著『改訂新版生活分析から福祉へ』光生館、1998年、所収）

図2-6 生活保護受給世帯と一般低所得世帯の消費支出（生活扶助相当額）の構造の比較

資料：厚労省「平成21年社会保障生計調査」と総務省「平成21年全国消費実態調査」より金澤作成



Ⅲ 本人と親世帯と単身世帯の生活実態－「生活実態調査」から－

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

今日の労働者の生活実態を明らかにする事を目的としている。この生活実態から最低賃金など憲法 25 条が保障する生存権・ナショナルミニマムを実現するための問題点、課題を問うものである。特に、最低賃金額が低額のまま放置することによる社会的弊害についてその実態を解き明かすことを目的としている。

(2) 調査主体及び対象

調査主体は、神奈川労連であり、その対象は、神奈川労連傘下の単産・単組、地区労連を単位として調査票を配布した。ただし、それぞれの加入者を中心としているとしても、正規労働者だけではなく、多くの未組織の非正規労働者に目配りしその協力を得ている。

(3) 調査方法

調査は、あらかじめ用意した調査票に記入してもらおうアンケート調査方法を用いた。調査票には、個々人のプライバシーを守るように、無記名、本調査の目的以外に知り得た情報を漏らさないこと、調査票の保存は責任をもって守ることを銘記している。

(4) 調査期間

調査は、2013 年 5 月中旬から調査票の配布を行い、6 月末を回収の中間集約とし、7 月末を最終集約とした。

(5) 回収数と回収率

回収数は、1,224 ケース、その内、調査項目に対する回答率が半数以下のものを無効として除いた有効回収数は、1,148 ケースである。配布数に対する回収数の割合は 29.8%、また、配布数に対する有効回収数の割合である有効回収率は 28.0%である。

2. 本調査の特徴

(1) 非正規労働者の増加

総務省の「労働力調査詳細結果」(2001 年までは年数回の「労働力特別調査」)を遡ってみると、1995 年 2 月の調査では、「非正規職員・従業員」は、1,001 万人、20.9%であったものが、2013 年には 1,906 万人、36.7%、直近の 2014 年 11 月の「労働力調査」では 2,012 万人、38.0%と 2,000 万人の大台を超えた。1995 年と比較すれば、この間、人数にして 2 倍に増加し、割合にして 17.1 ポイントもの増加となっている。今や、非正規労働者は、総労働者・サラリーマンの 4 割近くを占めているのである。

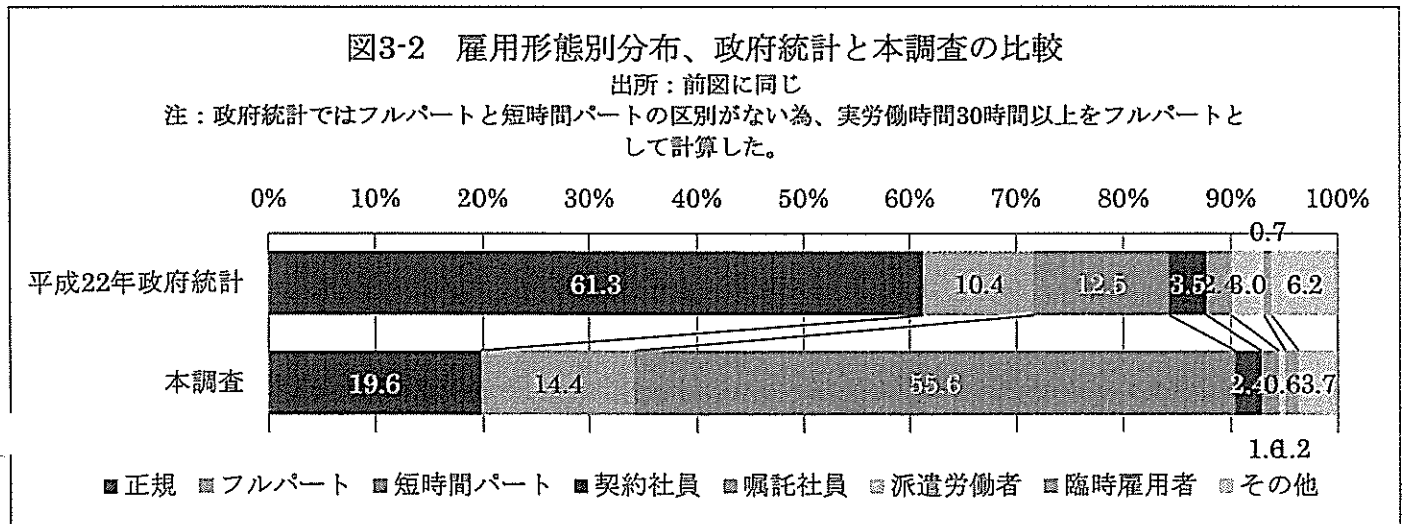
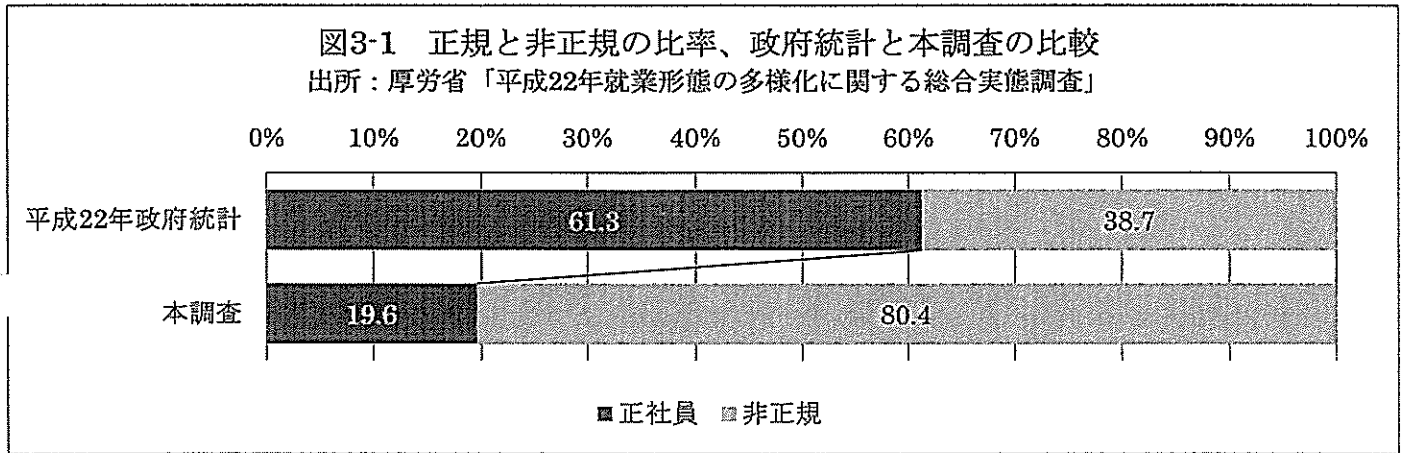
また、厚生労働省の「平成 22 年就業形態の多様性に関する総合調査」でも、非正規労働者の割合は 38.7%と 4 割近くを占めている。その内訳は、調査の趣旨からかなり多様かつ詳細である。本調査と比較する上では適当である。

(2) 本調査の特徴

上の図 3-1 と図 3-2 は、先の厚労省調査と本調査とを比較したものである。この比較の結果をみると、本調査は、明らかに非正規労働者が圧倒的に多い事を示している。本調査の特徴は、図 3-1 に示されているように、第 1 に、非正規が 80.4%も占めている点にある。厚労省調査では 38.7%であるからその 2 倍以上の割合を占めている。第 2 の特徴は、図 3-2 に示されているよう

に、非正規労働者の中でも短時間パートの割合が突出して多い点にある。厚労省調査では、短時間パートに相当する週30時間以下のパートタイマーの割合が12.5%であるのに対し、本調査では56.6%と4.5倍にのぼっている。この短時間パートは、既婚女性が圧倒的に多く、いわゆる共働きの一つの典型を表している。

非正規労働者の問題を抱えている典型と予想される世帯類型として、第1に、「本人と親」の世帯、第2に、「単身者世帯」、第3に、「一人親世帯」の3類型であるが、回収ケース数に制限があるため、ここでの分析対象は、100ケース近い回収のある「本人と親」と「単身世帯」に限定せざるを得なかった。



2. 2つの典型的な世帯類型の特徴

(1) 本人と親（と兄弟）世帯

この世帯類型の回収ケース数は、92ケースとやや多く、簡単なクロス集計を試みている。

① 男女別構成—ほぼ半々

図3-3に示されているように、男女別に見ると、男性が55.4%、女性が44.6%とやや男性が多いがほぼ半々とみることができる。

図3-3 本人と親（と兄弟）、
男女別構成（単位：％）

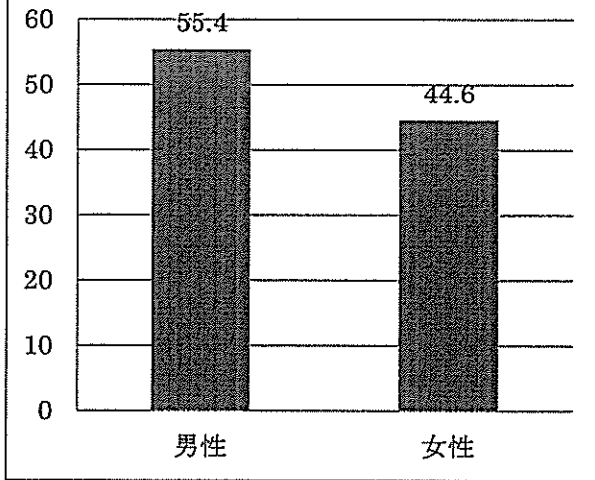
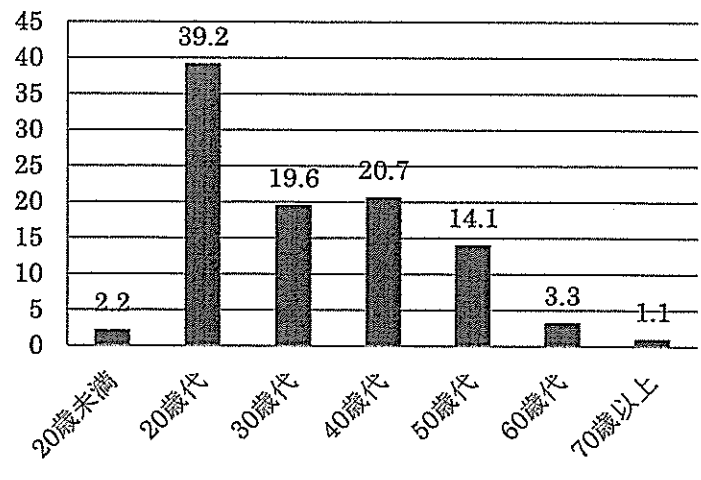


図3-4 本人と親（と兄弟）、年齢階級
別構成（単位：％）



②年齢階級別構成－若壮年層が多い－

年齢階級別にみると、図3-4に示されているように、20歳代の39.2%、30歳代の19.6%、40歳代の20.7%、50歳代の14.1%と20歳代から50歳代といった働き盛りの若壮年層にほとんどが集中している。

20歳代が多いのは、まだ結婚前で親と同居しているということもいえるが、30歳代、40歳代、50歳代が、それぞれ19.6%、20.7%、14.1%と54.4%と半数以上を占めている。これは何を意味しているのでしょうか。その意味を探ることがここでの課題の一つである。

③婚姻関係－未婚が9割

図3-5 本人と親（と兄弟）、
婚姻関係（単位：％）

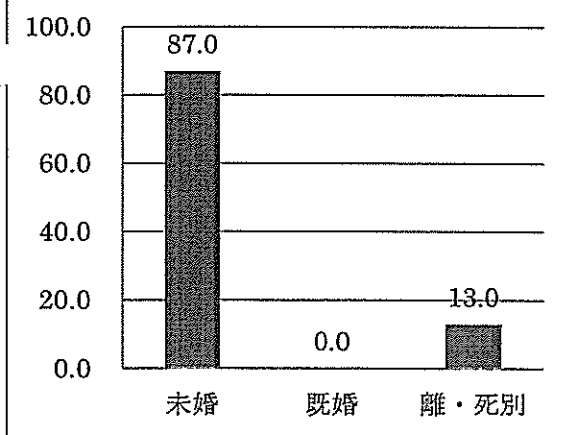


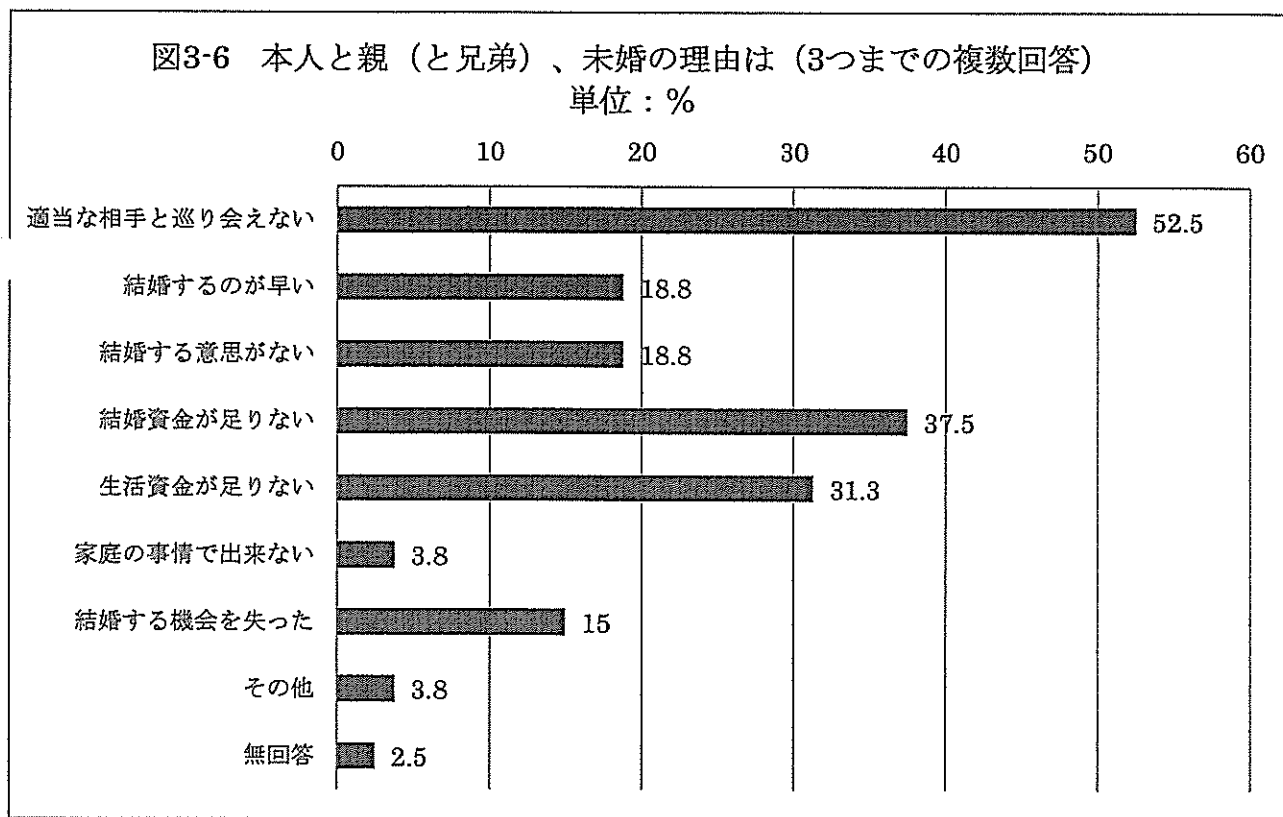
図3-5は、婚姻関係をしめしている。これによると、未婚が圧倒的に多く87.0%と占め、他は離・死別の13.0%である。離死別により実家に帰っている子どもが1割強存在しているが、圧倒的に9割近くが未婚であることが特徴である。

④未婚の理由は－「生活資金が足りない」「結婚資金が足りない」が3割を超える

最も高い割合は「適当な相手と巡り会えない」の52.5%、次いで「結婚資金が足りない」の37.5%、「生活資金が足りない」の31.3%、「結婚するのが早すぎる」の18.8%、「結婚する意志がない」の18.8%、「結婚する機会を失った」の15.0%と続いている。

一般的に「適当な相手と巡り会えない」が半数を超え、「結婚するのが早すぎる」が2割近いのは、若年層が多いことと関係が深いだろう。また、「結婚する機会を失った」が15%と比較的多いのも未婚者に50歳代が10%を越えている事と関係があるだろう。

問題は、「生活資金が足りない」や「結婚資金が足りない」がいずれも3割を越えていることである。賃金との関係が強いことを示唆している。



⑤生活での困りごと－「低賃金で自立できない」「日常の生活費が足りない」が高い割合

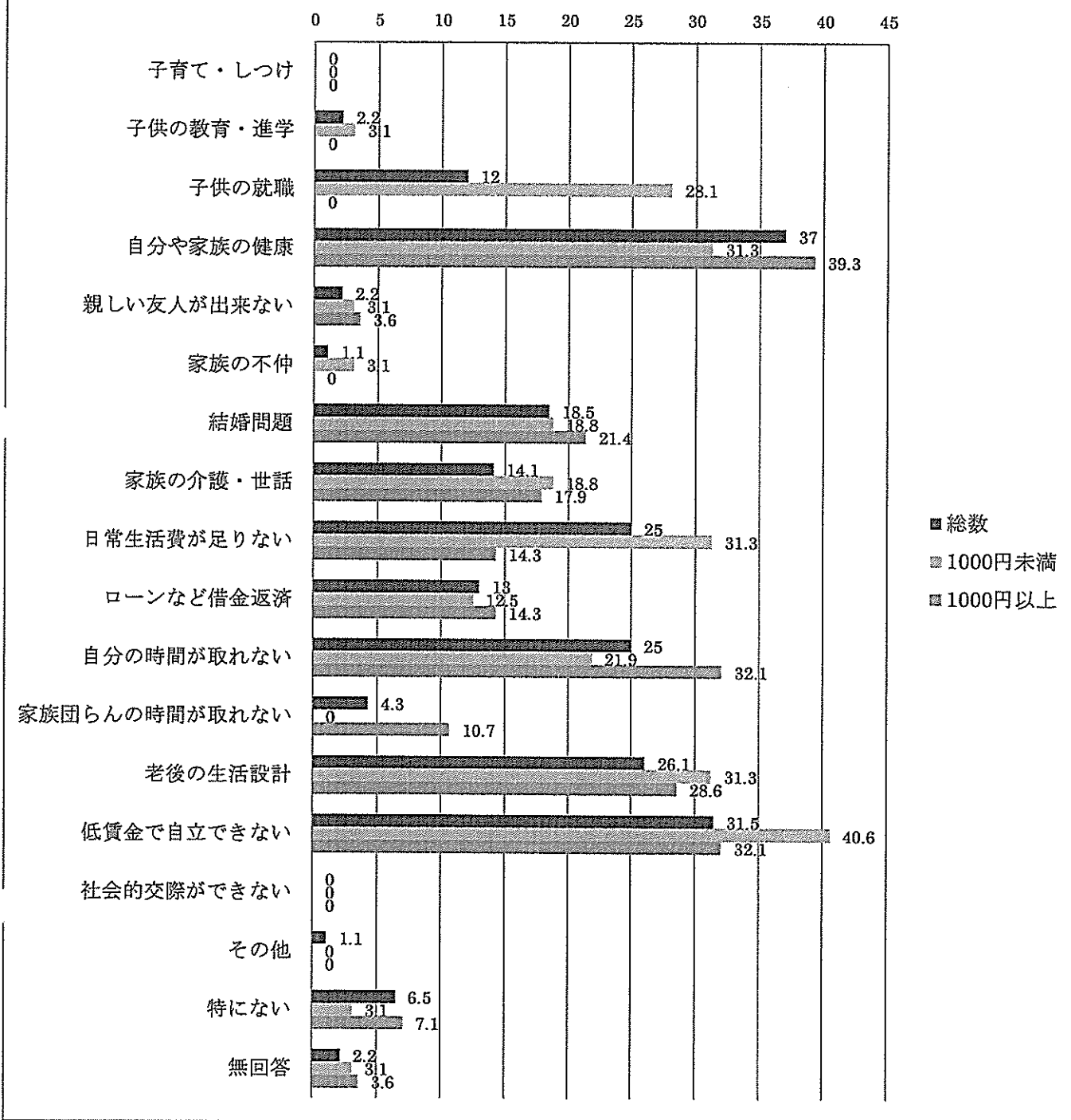
図3-7に示されているように、総数では、第1に、30%以上の高い項目は「自分や家族の健康」「低賃金で自立できない」である。第2に、20%台の次に高い項目は、「老後の生活設計」「日常の生活費が足りない」「自分の時間が取れない」の3項目である。この中には、一般的にどの世帯類型でも高い割合の項目として「自分や家族の健康」や「老後の生活設計」が含まれている。むしろ、この世帯の特徴を示しているのは、「低賃金で自立できない」と「日常の生活費が足りない」である。

更に、時給1000円未満と以上を基準として見ているが、この「本人と親」世帯の特徴である「低賃金で自立できない」と「日常の生活費が足りない」の項目は、いずれも1000円未満で高い割合を示している。特に「低賃金で自立できない」の割合は40.6%と4割を越えている。

しかしまた、1000円以上でも32.1%と高い割合を示し、1000円以上とはいえそれほど高い賃金とは言えないことを示唆しているとともに、1000円だけでは「自立する」ことが困難であるこ

とが推測さえる。

図3-7 本人と親（と兄弟）、生活での困りごと（3つまでの複数回答）
単位：%



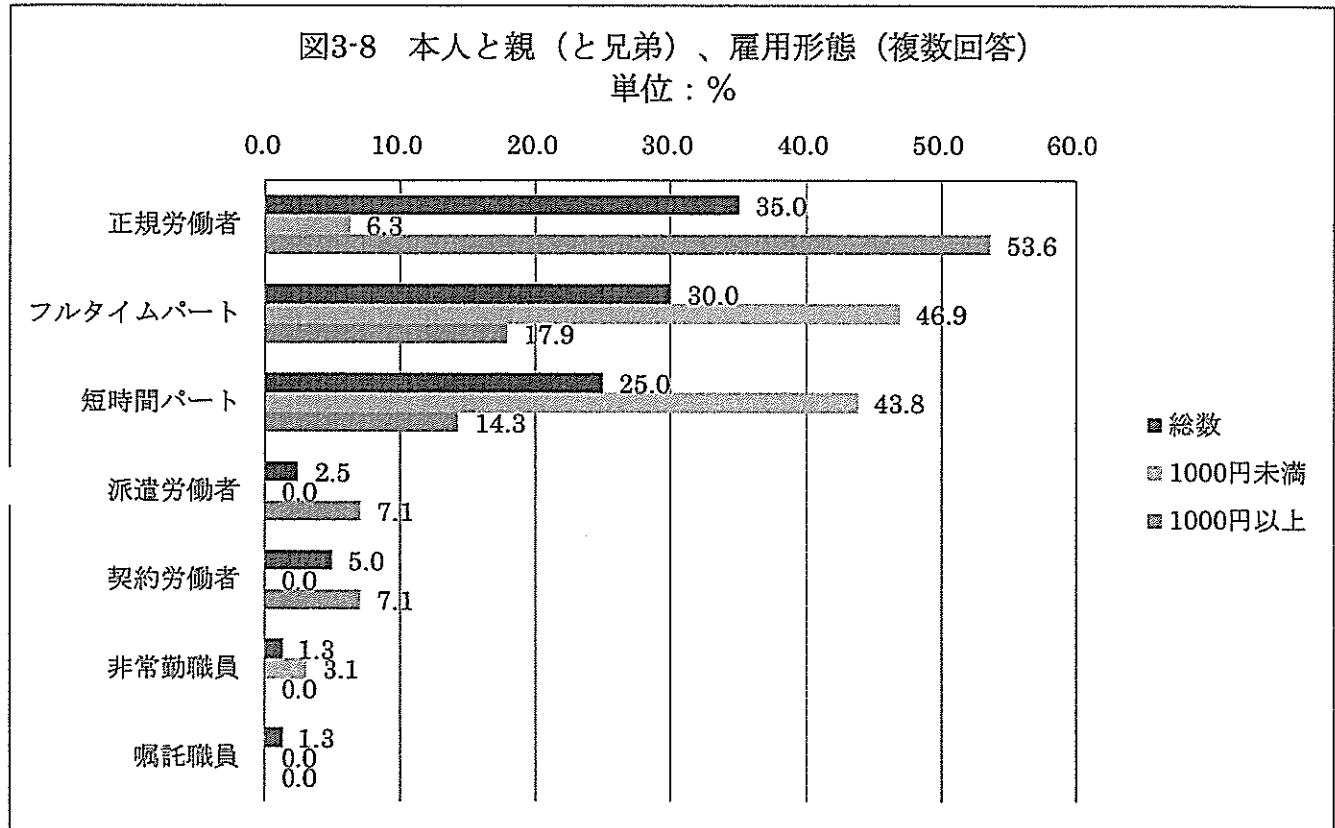
⑥雇用形態は一時給 1000 円未満のほとんどが「非正規労働者」

図 3-8 に示されているように、総数で見ると、第 1 位が「正規労働者」で 35.0%、第 2 位が「フルタイムパート」の 30.0%、第 3 位が「短時間パート」の 25.0%、以下は極めてわずかである。

これを時給 1000 円を基準にみると、1000 円未満層では、第 1 位が「フルタイムパート」の 46.9%、第 2 位が「短時間パート」の 43.8%と両者を合わせて 90.7%と 9 割を越えている。それに対し

「正規労働者」の割合はわずかに6.3%にすぎない。つまり、1000円未満のほとんどが非正規労働者であることを示している。

それに対し、1000円以上層は、第1位が「正規労働者」で53.6%、第2位が「フルタイムパート」の17.9%、第3位が「短時間パート」の14.3%と続いている。1000円以上の半数強が正規労働者であることが分かる。



⑦時給階級の分布－1000円未満が半数

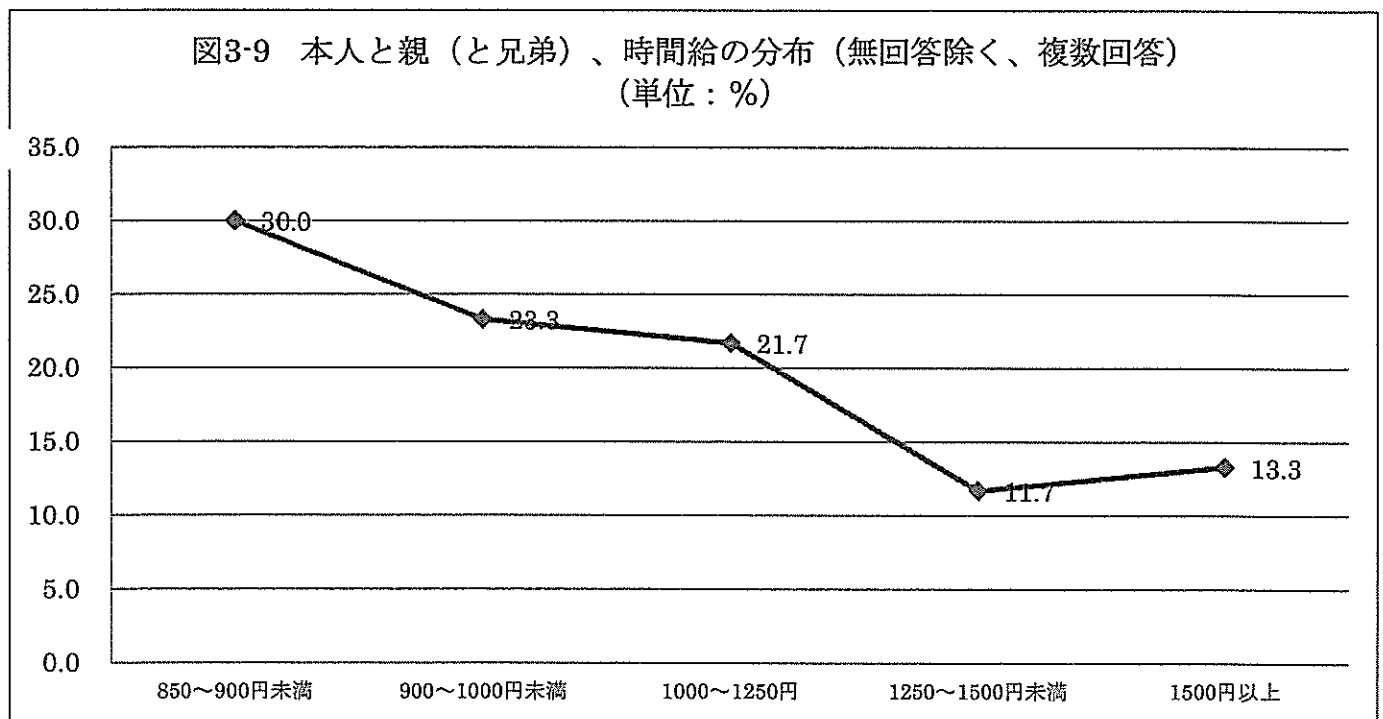


図 3-9 をみると、時給の分布は、1000 円未満が合計 53.3%、1000 円以上が 46.7%と、ほぼ半々である。

⑧月額賃金—時給 1000 円未満層では月 15 万円未満に 8 割分布

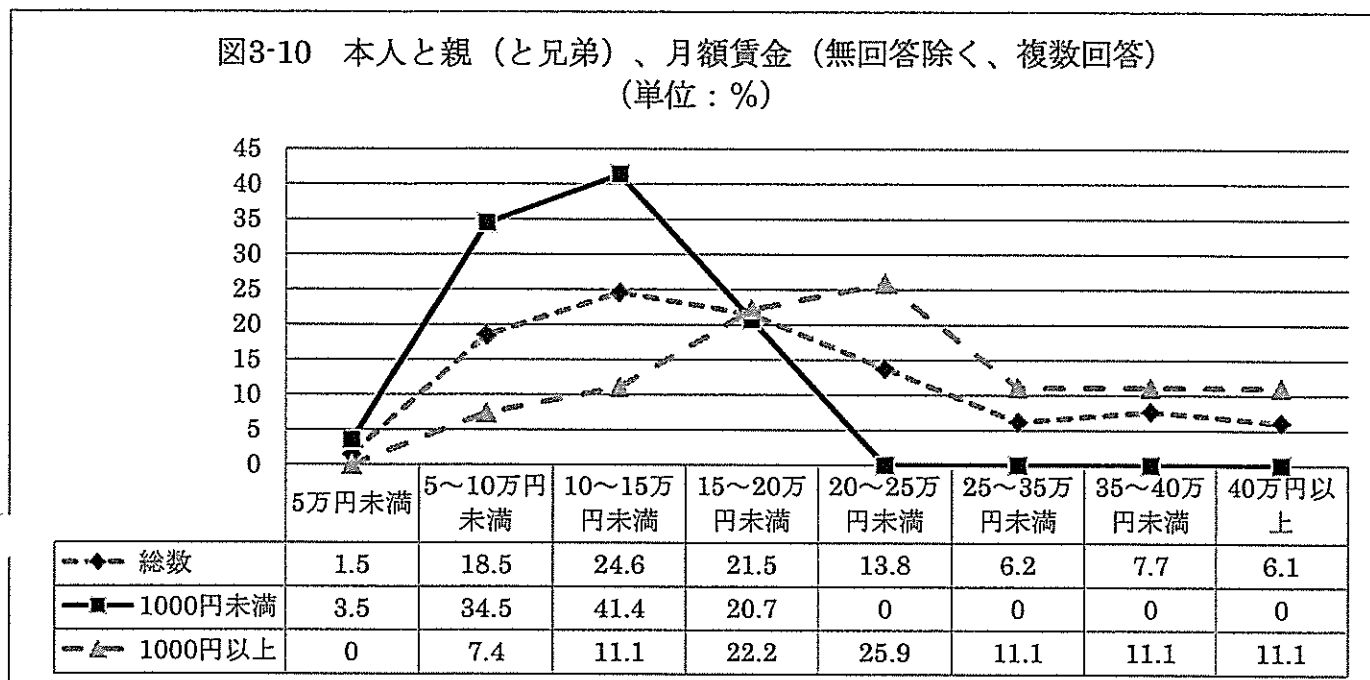


図 3-10 に示されているように、総数で見ると、第 1 位が「10～15 万円未満」の 24.6%、第 2 位が「15～20 万円未満」の 21.5%、第 3 位が「5～10 万円未満」の 18.5%、第 4 位が「20～25 万円未満」の 13.8%と続いている。20 万円未満を合計すると 66.1%にも達している。

時給 1000 円未満層でみると、第 1 位が「10～15 万円未満」が 41.4%、第 2 位が「5～10 万円未満」の 34.5%、第 3 位が「15～20 万円未満」の 20.7%とこの 3 つの階層に集中している。15 万円未満を合計すると 79.4%と 8 割近くを占めている。

時給 1000 円以上層でみると、第 1 位が「20～25 万円未満」の 25.9%、第 2 位が「15～20 万円未満」の 22.2%とこの 2 つの階層に 48.1%と約半数を占めているが、25 万円以上も合計すると 33.3%を占め、高い水準の賃金階層にも分布していることが分かる。

(2) 本人のみ世帯

この世帯類型の回収ケース数は 78 ケースで、単純集計としてはこの世帯類型の傾向をみることが出来るが、クロス集計はむずかしい。特に賃金など収入の回答率は低く、これとのクロス集計は困難であることを断っておく。

①男女別構成—女性 7 割強

図 3-11 をみると、女性が 74.2%と高い割合となっている。

②年齢階級別構成—30 歳代から 50 歳代の壮年層が合計 6 割

図 3-12 をみると、20 歳代は 8.9%と少なく、30 歳代から 50 歳代の壮年層がそれぞれ 20%前後と最も高い割合となっている。

図3-11 単身世帯、男女別
(単位：%)

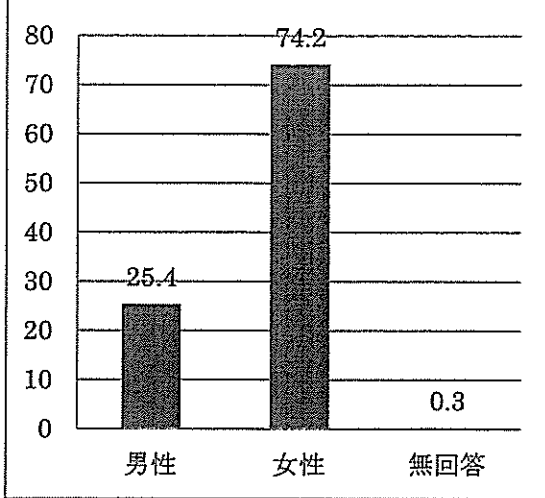
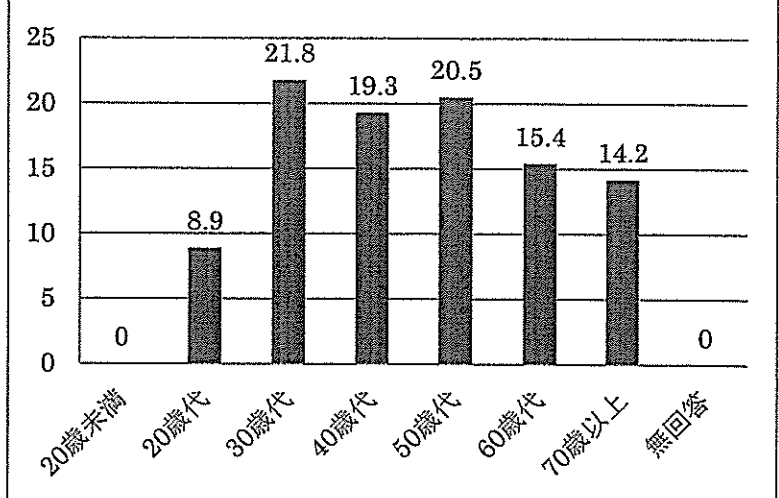


図3-12 単身世帯、年齢階級別 (単位：%)



③ 婚姻状態

図3-13 単身世帯、婚姻関係
(単位：%)

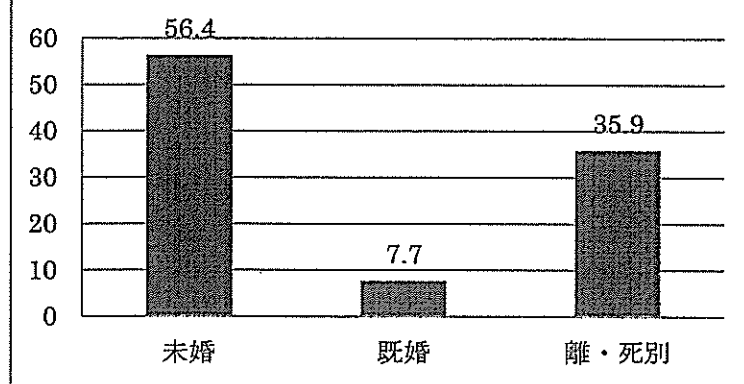


図3-13に示されているように、未婚が56.4%と最も多く、次いで「離・死別」の35.0%という結果となっている。言うまでもなく、年齢構成から言って、壮年層が多いことが、「離・死別」の割合を高くしている。しかし、その壮年層の中に、多くの「未婚」層が含まれていることをこの数字は示している。この壮年層の「未婚」がどういう意味を持っているのかが課題となる。

④ 未婚の理由

残念ながら、時給階級別に分析するには、ケース数が少なく、しかも時給の無回答が半数に及んでいるため、まとまった信頼する数字を得ることができなく、この分析はあきらめざるをえなかった。以下、同じである。

総数で見ると、図3-14に示したように、未婚の理由は、第1位が「適当な相手と巡り会えない」の54.5%、第2位が「生活資金が足りない」の22.7%、第3位が「結婚する機会を失った」の18.2%、第4位に「結婚する意思がない」の15.9%、第5位が「結婚するのが早い」の13.6%と続いている。

壮年層がほとんどである事との関係が強いと思うが、「適当な相手と巡り会えない」が圧倒的に

多いし、「結婚する機会を失った」もまた割合が高い。しかし、「生活資金が足りない」が2割台と高いことを無視するわけにはいかないだろう。結婚したくても出来なかった可能性が高いのである。

図3-14 単身世帯、未婚の理由 (3つまで複数回答)
(単位：%)

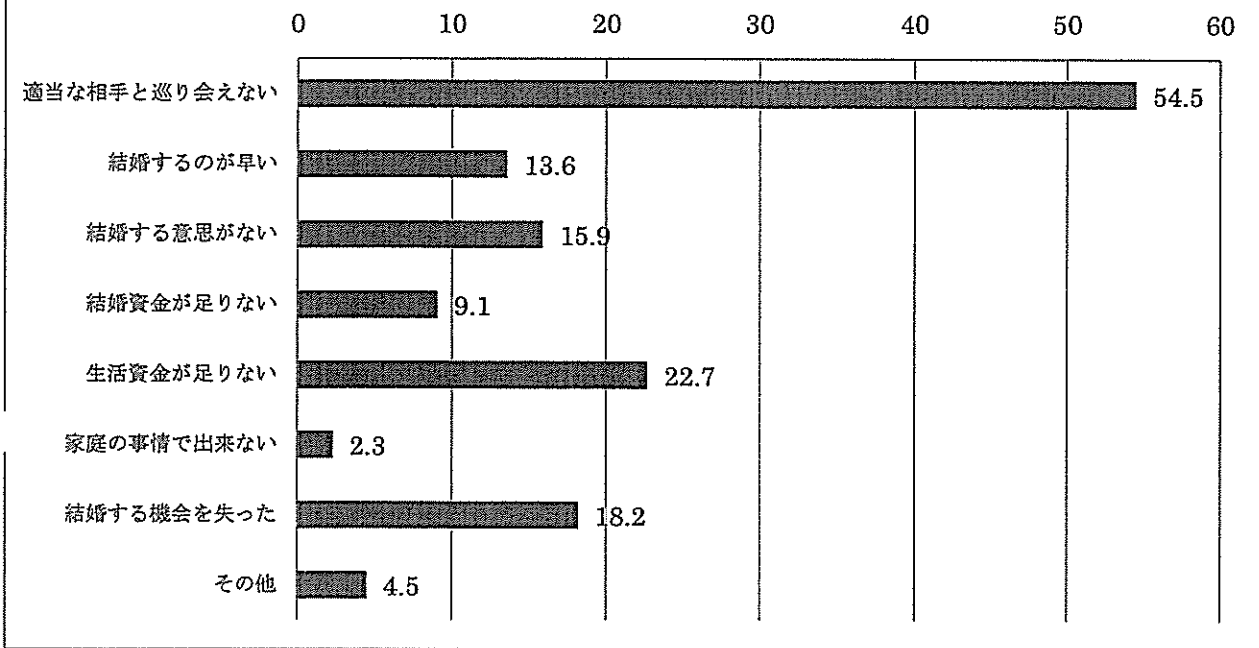
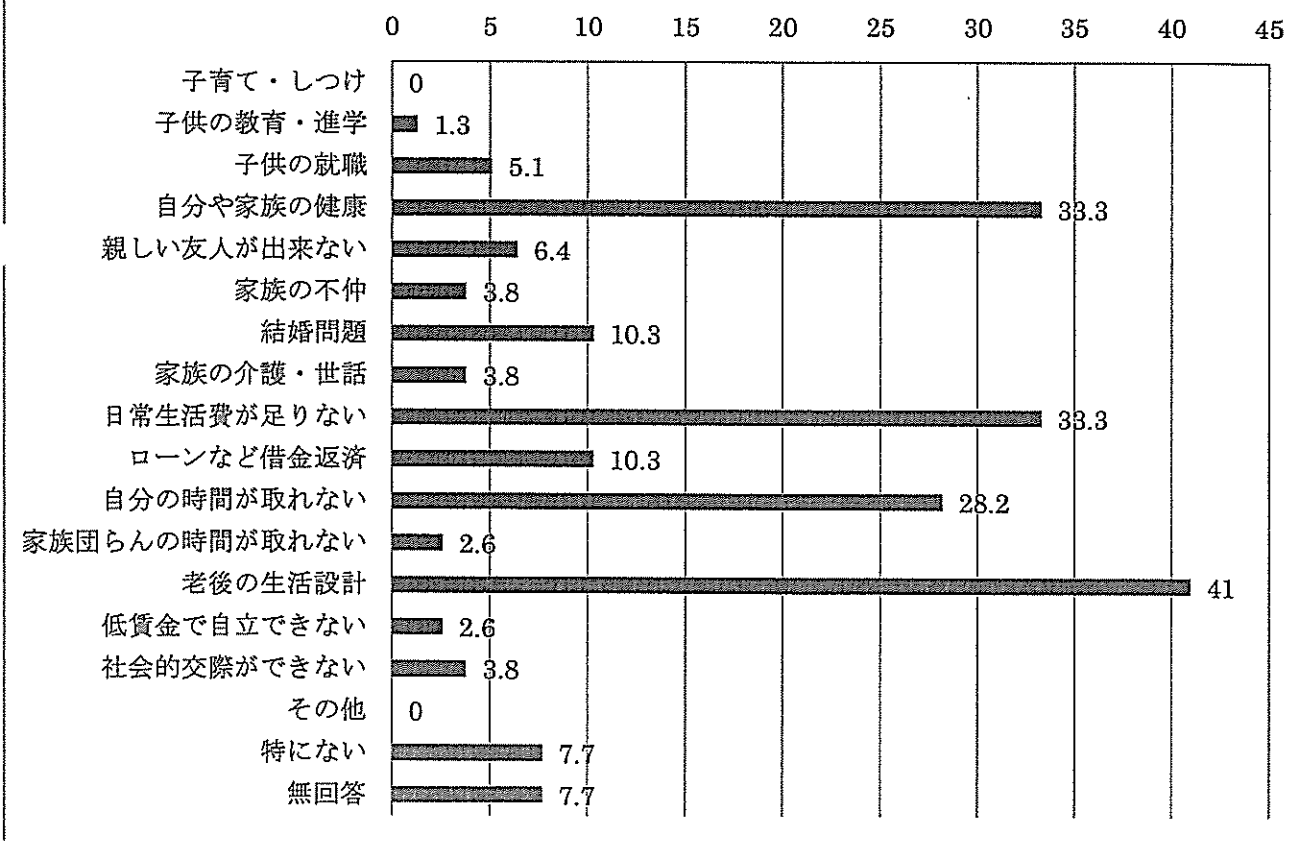


図3-15 単身世帯、生活での困りごと (単位：%)



⑤ 生活での困りごと

図 3-15 を見ると、生活での困りごとの第 1 位は「老後の生活設計」の 41.0%、第 2 位が「自分や家族の健康」の 33.3% と高いのは、比較的年齢層が高いからであろう。

「日常の生活費が足りない」が 33.3% と高い割合となっているが、意外にも「結婚問題」や「低賃金で自立できない」の割合は相対的に低い。先の「未婚」の理由では、「生活資金が足りない」が 2 割強を占めていたことと相矛盾するように見えるが、離・死別や既婚者でおそらく単身赴任か何かで単身で生活している人を除いてみれば、確かに経済的理由で結婚できない割合は 2 割以上存在すると言うことである。

⑥雇用形態－「正規労働者」が半数以上と圧倒的に多い

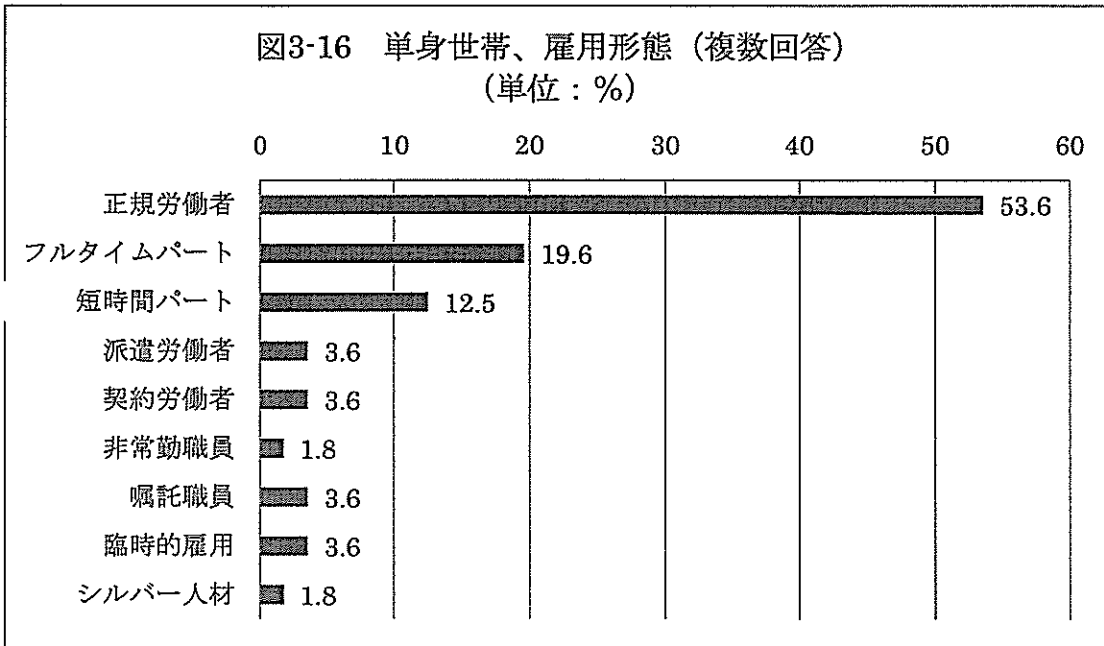


図 3-16 をみると、圧倒的に高い割合となっているのが「正規労働者」で 53.6% と半数を超えている。これは、本調査の総平均が 19.6% であるから、単身世帯の「正規」の割合が極めて高いことを示している。自立した生活を維持していくためには、「正規」でそれなりの賃金と生活の安定が保証されなければならないことを示している。

⑦時間給の分布－

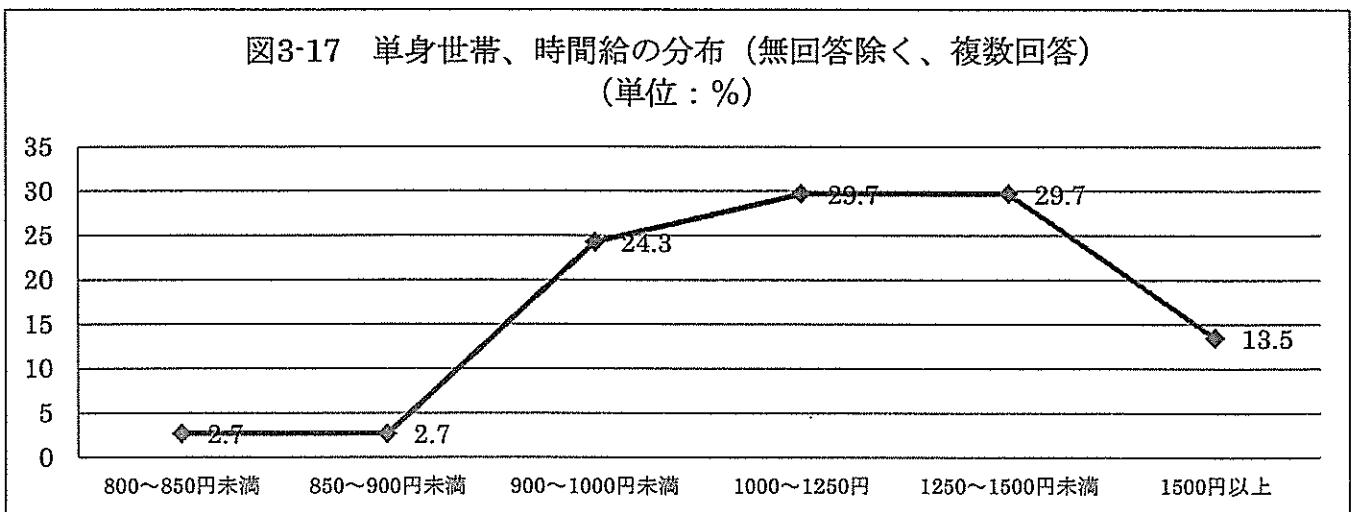


図 3-17 をみると、明らかに、先の「本人と親の世帯」と比較すると、高い時間給階級に高い割合を占めているのが分かる。

単身世帯では、1000 円以上が 72.9%と 7 割を超えているのであり、「本人と親」の 46.7%と比べても、また総世帯平均の 42.1%に比べても、その差は 30 ポイント前後と高い。

③月額賃金の分布－20 万円以上 6 割

図3-18 単身世帯、月額賃金の分布（無回答除く、複数回答）
（単位：％）

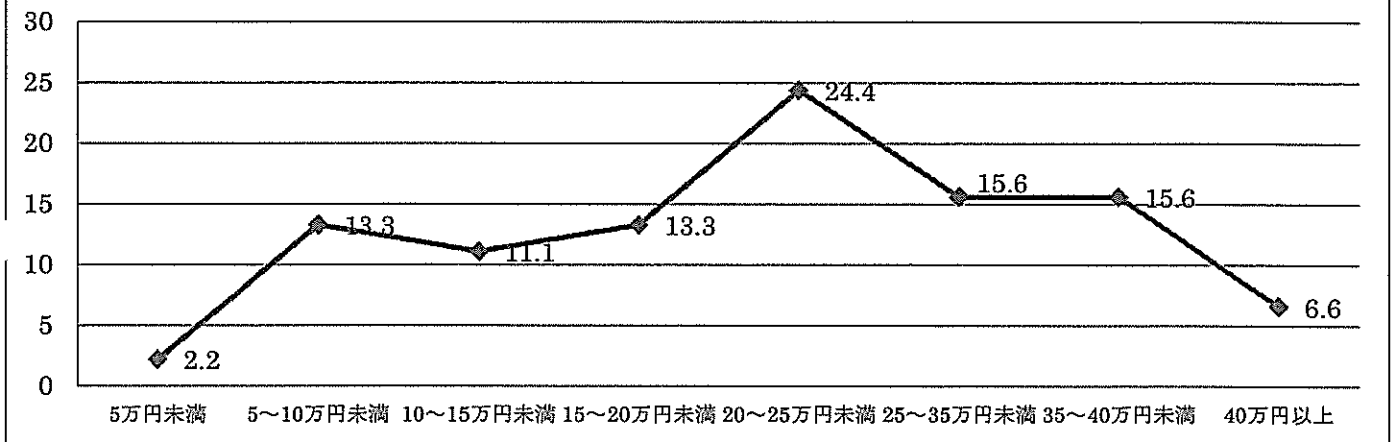


図 3-18 をみると、単身者の場合、月額賃金の分布は、「20～25 万円未満」が最も多く、この層を頂点としたほぼ正規分布を示している。20 万円以上を合計すると、62.2%と 6 割を超え、20 万円以上なければ、自立した生活を営めないことを示唆している。ちなみに、20 万円未満を合計すると 39.9%とほぼ 4 割に上る。

先に見た「本人と親の世帯」では、20 万円未満が 6 割占めていたのであるから、単身世帯では逆に 20 万円以上が 6 割占め、逆転していることが分かる。単身世帯は一応自立して生活しているから、自立できるだけの賃金が必要条件となることは言うまでもない。

それにしても 20 万円未満が 4 割に上っていることが不思議に思うかもしれない。しかし、この単身世帯には、先に見たように、高齢者が多く含まれていることを考え合わせると、高齢者は、年金収入と合わせて、生活が成り立っているとみることができる。

IV 最低生活費の算定方法についての先行研究の検討

－マーケット・バスケット方式の選択の根拠－

はじめに

ここでの目的は、近年我が国の最低生活費の算定方法に関するものである。第 1 に、その算定方法の特徴を明らかにすることである。第 2 に、その方法の課題を明らかにする点にある。その方法の課題については、算定方法を開発しそれに基づいて最低生活費を算定した当事者が自ら指摘している場合が多い。その中には通説とは異なった点がいくつか発見された。

近年の最低生活費算定を検討する前に、戦後間もなくから取り組まれた我が国の先行研究から

始めている。一般に、理論生計費というわれるマーケット・バスケット方式の恣意性が指摘され、それに対し、家計調査や実態調査などから客観的な法則性を見出し、それによってラウントリーに代表されるマーケット・バスケット方式による最低生活費の算定の恣意性を克服しようとする試みとして、戦後の第1期の最低生活費研究は始まっている。

その代表的なものとして、ここでは、1950年代、労働科学研究所に所属していた藤本武氏等によって開発された「プラトー化現象」理論（労研方式）によるものを検討している。もう一つは、戦争直後、籠山京氏（北海道大学教授、上智大学教授）等によって開発された「エンゲル線の変曲」理論について検討している。特に、後者は、客観的な算定として評価されている。しかし、籠山氏自身は、エンゲル線の変曲点によって最低生活費を算定した場合、食費は十分にカロリーを満たしていないことを発見している。そして、エンゲル線の変曲による最低生活費とは異なる栄養必要量を満たす飲食物費を求めそれに見合う最低限必要な生活費として「最低再生産費」なる概念を用いている。これは実質的には「半物量方式」＝「エンゲル方式」である。このようにみてくると、「エンゲル線の変曲」による最低生活費の算定にもやや限界が見えてくるのである。むしろ、理論的な最低生活費であるマーケット・バスケット方式（全物量積上方式）に近づいているように見えるのである。戦後、マーケット・バスケット方式を採用した代表的なものとして（二口英一氏（中央大学教授）による1970年代の「最低基準生活費」について検討している。

2000年代に入り、最低生活費の算定は、第2期に入る。生活保護制度の老齢加算や母子加算の廃止を契機として、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」とは何かを問うことになる。その第1は、岩田正美（東京女子大教授）グループによる「家計実態アプローチによる最低生活費の試算」（エンゲル線の変曲方式）であり、第2は、山田篤裕（慶応大学教授）グループによる「主観的最低生活費の測定」（WEB調査による市民参加型）であり、第3は、阿部彩（国立社会保障・人口問題研究所）グループによる「MIS法による最低生活費の推計（三鷹MIS）」（市民参加による合意形成に基づくマーケット・バスケット方式）であり、第4は、金澤誠一（佛教大学教授）・労働総研による「持ち物財調査によるマーケット・バスケット方式による最低生計費試算」である。

これらの検討から見えてきた論点整理をしながら、ここでは、マーケット・バスケット方式による算定の妥当性をいくつかの点で指摘している。

1. 最低生活とは何かー低所得層の生活実態の把握がポイントー

（1）藤本氏の「プラトー化現象」による最低生活費算定の主観性

藤本氏は、理論的方法の主観的判断の余地を狭め、生活実態の中から客観的な基準に基づいてミニマムの生活費を算定することを目指すことになる。

そこで、いくつかの断片的事実から、例えば「貧乏人の子供の体位は悪く、生活水準の高い場合には体位はすぐれている。」「疾病率をみても、収入の低い層ほど疾病にかかる率は高い」「乳児死亡率は1室居住が最も高く、2室、3室となるにつれてその率は低下する」といったことから、次のような推論を立てることになる。

「生活水準の上昇は、心身の状態に好ましい影響を与え、種々の指標を変化させて行く事は疑いないところである。」（労働科学研究所、1960年、P. 13）

「だとすれば、生活費調査と心身の状態調査との相関から、ミニマムの生活費を算定することができないだろうか」（労働科学研究所、1960年、P. 13）

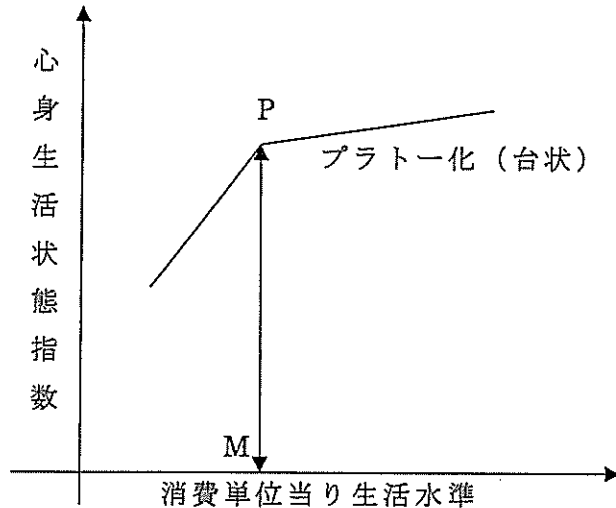
そして、ミニマムの基準を次のように立てている。

「全血比重についてミニマムの基準」(労働科学研究所、1960年、P. 13)

「知能指数についてミニマムの基準」(労働科学研究所、1960年、P. 14)

その場合、生活水準が上昇したとしても心身の状態は無限に良好になるというのではなく、大なり小なり「プラトー化(台状化)」するのではないかと仮定している。

「プラトー化現象」概念図



「心身の状態についてミニマムとする線を確保する生活費では、文化的社会的な支出もある程度みたしているであろうが、それが十分であるかどうかについての保障はない。従って前記の生活費と心身の状態との関連からのみ結論づけることは若干の危険性がある。それを補うために別に文化的、社会的な生活事項についてのミニマムの基準を決定し、それがどの線に至って、みたされるかを検討する必要が生じる。」(労働科学研究所、1960年、P. 15) と述べている。

つまり、心身の状態のミニマムだけでは、生理的ミニマムとなる可能性があり、十分に社会的、文化的なミニマムといえない危険性があることを述べているのである。そこで、生活の主要品目について、それについて「ミニマムとみなされるものをあらかじめ設定」(1960年、P. 15) し、それを満たす世帯の割合をだし、その線が「プラトー化」するところを最低生活費の基準の1つとみなそうとしている。

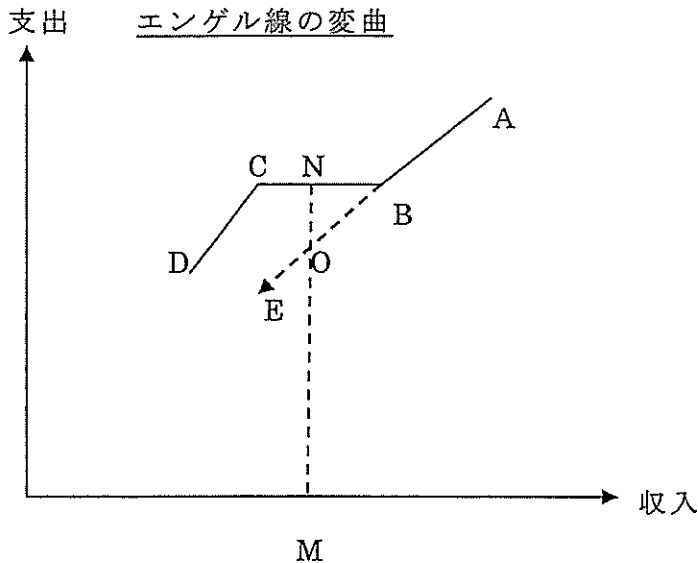
ここで重要なことは、「ミニマムとみなされるものをあらかじめ設定」している点にある。この点が、タウンゼントの「剥脱指標」の設定と類似しているのです。タウンゼントの「剥脱指標」もその時代の標準的な生活様式、慣習、社会活動を示すものであり、それが「剥脱」されていないことが最低生活水準ということになる。ただし、藤本氏の場合には、社会活動までは考えていなかったように見える。主には、生活財貨の所持率で見ているようであるが、特に、社会的文化的なミニマムを算定する際には「たとえば、ラジオやオーバーを所持する者がどの層でプラトーになるかを算出してみるのがそれである」(労働科学研究所、1960年、P. 15) と述べている。

しかし、ミニマムの基準として例えばオーバーの「所持量をきめるのにどうするのか、そこには主観が入る余地が生まれてくる」(労働科学研究所、1960年、P. 15) と述べているように、どうしても「ミニマムとみなされるものをあらかじめ設定」すること自体が少なからず理論的であり主観が入る余地が出てこざるを得ないのである。それは、客観的に調査によるデータに基づ

いたとしても、現実が何か不足している状態にある限り、最低生活費の算定には少なからず、「あるべきもの」という主観的なものが入ってくる性格を持っていることを意味しているように思われる。

(2) 籠山京氏の「エンゲル線の変曲」理論の実証的限界

エンゲル線の変曲は、収入の低下にしたがって支出も低下するが、ある点から上の方向に押し上げられて起こる現象である。籠山氏は、「支出線が点線（下図 B-E・著者）の方向に進み得ないで、変曲せざるを得ない抵抗が、そこに存在しているとみなくてはならない。」（籠山、1982年、P. 143）と説明している。



収入が低下しそれとともに支出も低下する A-B に至る間は、赤字も黒字もない状態といえる。しかし、収入が低下したのに B-E に進まないで、B-C に変曲した。従って、収入 M の時点で N-O だけ赤字が生じたことになる。各費目の N-O の和が全収入と全支出の差、即ち家計の赤字という事になる。「この赤字は、当然に借金・竹の子等、所謂実収入以外の収入で埋めて行かなくてはならない。」（籠山、1982年、P. 143）ここでいう「竹の子」というのは、竹の子の皮を剥くように、持物を一枚一枚売ったり質屋に入れたりして生活の足しにすることであり、戦後直後は普通に見られたことである。

ここで重要と思われるのは、生活の「抵抗」という概念である。生活を守ろうとする「抵抗」が働いていることを意味する。「この抵抗は、生活している者の生活構造から来るものであり、生活にはそれぞれに構造的枠が存在していると考えられる」（籠山、1982年、P. 143）と説明している。

われわれの生活には「生活構造」がある点が、籠山氏の中心的論点がある。この「生活構造」について、籠山氏は次のように説明している。

まず、生活には次のような 2 つの事実が生活における法則性（「生活構造」著者）の 2 つの側面があることを指摘する。第 1 は「家計が低所得に陥った時に現れて来る エンゲル線の変曲（下線は著者）という事実」（籠山、1982年、P. 163）である。第 2 が「家計の支出構造は一定の社会経済期には一定の配分をとるという事実」（籠山、1982年、P. 163）である。

「生活構造」については、次のように説明している。われわれの生活は「主体としての人間の行為行動に他ならないのだが、それは自由になされる訳ではなくて、むしろ生活環境要因によっ

て強く規制されている」(籠山、1982年、P. 163)と述べている。

この籠山氏は「生活構造」論を補完するように、当時、共同研究者であった中鉢正美氏の「履歴現象」論を紹介している。中鉢氏は「変曲の出現は固定した生活構造に対し、なんらかの条件の変化が生じた時に、この変化にただちに順応しえないで、抵抗しようとして生じた履歴現象であると説明している」(籠山、1982年、P. 144)

一定の時代には一定の固定した「生活構造」が存在し、それを守ろうとする「抵抗」が働くが、その「生活構造」を守ろうとして生じるのが「履歴効果 After effect」である。その「抵抗」の一つには「エンゲル線の変曲」をもたらし、もう一つは「一定の家計支出構造」をもたらすことになる。

昭和22年1月分の物価庁の「緊急家計調査(都市)」によって、飲食物費の変曲点を発見し、その実収入階級をもって「最低生活費」としている。飲食物費(夫婦と子供3人の労務者世帯)の1月分の変曲点は約1300円であり、その実収入は2500円となる。したがって、この実収入2500円が「最低生活費」という事になる。

しかし、問題は、この月1300円の飲食物費でどれだけのカロリーの熱量が摂取されるかということである。この点に、籠山氏の特徴がある。籠山氏は医学部の出身であることが影響していると思われるが、統計的な実証的数字だけでは満足せず、その飲食物費でどれだけのカロリーの熱量が摂取できるかを分析する必要性を感じているのである。しかし、「当時の資料は官庁統計関係に保存されておらず、関係官の厚意によって極力さがして頂いているが、なおみつからないのでそれはできないのである」(籠山、1982年、P. 159)

ここで探している「資料」というのは、いうまでもなく飲食物費の内容を記したものであろう。米とか野菜、魚介類、肉類などがどれだけ消費しているかがわからないとカロリー計算や栄養計算はできない。そこでやむなく、当時、「安藤政吉氏が最低生活の算出に当たって、22年4月の物価と食糧需給状況から、5人家族で1ヶ月飲食物費1813.98円で総熱量288121.4カロリーという結果を示しておられる。」(籠山、1982年、P. 159)ことから、「1ヶ月の飲食物費1300円では、総熱量199290カロリーであり、従って1人当たり1日分1328.6カロリー、1消費単位当たり1748カロリーになる。従って飲食物費1ヶ月1300円という高さは、生理的必需乃至再生産上の必需という点をはるかに下廻ったものである。従ってかかる変曲点は、生理的必需からする緊急水準ではないと行って良い。(下線は筆者)」(籠山、1982年、P. 159)

こうしてみると、籠山氏は、エンゲル線の変曲点から「最低生活費」の算定を試みたといっているが、その「最低生活費」では少なくとも飲食物費は生理的必需を下廻り、必要を満たすことができないということになる。この生活水準では、「労働力の再生産を不可能にするものであり、かかる労働者生活からは、低能率、不健康、疾病災害、そして労働意欲の停滞が現れて来るだろう。」(籠山、1982年、P. 159)と述べている。

エンゲル線の変曲点による実証的な「最低生活費」では、「労働力の再生産を不可能」にするのであれば、「これを生活保護基準や最低賃金として使うことは到底できない」(籠山、1982年、P. 234)ことになる。従って、ここで算定された「最低生活費」とは異なって、「一定の生産能率が確保され、それに対応してどれだけの費用が必要かを算出すべきである」(籠山、1982年、P. 184)と述べているように、「最低再生産費」が必要となってくる。この「最低再生産費」について、次のように説明している。「最低再生産費とは貧乏へ落ちるか否かの境ではなくて、労働力が順当の再生産を、その労働力が生産されている場で求められる技術と能率とを発揮するために必

要な再生産を行うために必要な生活費なのである。」(籠山、1982年、P. 160)

社会的強制的支出の圧迫によって飲食物費が削減されることが、エンゲル線の変曲による「最低生活費」の限界といえた。それを克服するためには、「飲食物費に十二分に栄養再生産が可能ないように見積もったとしても、第1に他の費目からの支出削減が来ないこと、第2に食生活が栄養再生産を果たすように行われていることが、なければならぬのである。」(籠山、1982年、P. 263) この2つの条件が満たす必要があるとしている。

昭和50年代の「生活構造における最低生活費」の算定は、飲食物費を理論的に算定し、算定された飲食物費を支出している世帯の消費支出から算定している。これは、実質的には「エンゲル方式」＝「半物量方式」である。この方式を採用することにより、「エンゲル線の変曲」方式は放棄されたのであろうか。その点は明らかではないが、論理の流れからすれば、エンゲル線の変曲による最低生活費では、労働力が再生産されないのであるから、それを可能とする「最低再生産費」の算定は「エンゲル方式」という事になる。しかし、飲食物費は理論的にその必要を満たしたとしても、その他の費目は満たしているのか、籠山氏の実証主義の立場からすれば、その保証は「エンゲル方式」ではないように思われる。あるいは、籠山氏にとっては、最低生活を満たすことは、最低必要な飲食物費を満たすことであり、その他は実態を満たせばよいと考えていた(:解釈される。

(2) 江口氏の低所得世帯の生活実態の分析－「生活崩壊」の2つの側面－

① 社会的固定費の圧迫による食費の不足や社会からの脱落・孤独となる

江口氏の「生活崩壊」というのは、一つは、「消費物量の絶対的に不足した状況である」(江口、1974年、P. 11) と指摘している。その「不足」については、次のように説明している。

「もちろん不足という言葉は、何かを目途にしての不足ということである。そして、人は、その基準をいろいろにもつことができ、不足状況は、この基準をうごかして、結局、足りないならその状態で生活上のバランスをとり、生活を維持継続していくともいわれる。たとえば、不足状態になれば、なるべく体力・エネルギーを支出しないよう、働かないで寝ているというがごとくである。」(江口、1974年、P. 11)

このような消費物量の絶対的不足状態の生理的側面については、すでに籠山氏によっても繰り返し説明されてきたことである。江口氏の特徴は、不足状態は生理的側面にとどまらず、次のような社会的側面への影響の指摘にある。

「しかし、人はもともと社会的存在であり、上述のような対応は、まずその人を社会的存在から落下させ、脱落者として社会からはじき出し、孤立して肉体的存在のみを続けるだけとするが、やがて肉体的存在すら不可能とし、この世から消えなければならなくするであろう。」(江口、1974年、P. 11)

社会的存在としての人間の認識は、社会からの脱落・孤立の問題を人間の基本的要求の中に入れることになる。その社会的参加や参加する為の移動、人間関係の形成が、最低生活の条件の中に含めることを意味している。あるいは人並みの生活が可能かといった要素も含まれることになる。

他方、籠山氏が「生活構造」として強調していた「社会的固定費」の問題を、江口氏は継承している。社会的固定費が優先され、食費を大幅に切り詰める傾向があることを、次のように説明している。

「肉体的再生産のため直接機能している食物などは、そのような意味で最低限必要なものとして確保される傾向はあるが、現実的には、住宅や、交通・通信、ガス・電気・水道、子供の教育などが優先して（これを社会的固定費とよんだが）かえって食物を、より大幅にそして順序として先に、調達すべき品目からけずらせるかもしれない。その場合には、肉体的衰退と崩壊とが先に生じるであろう。」（江口、1974年、P. 11）

こうした家計支出の品目による性格の違いと分類は、後に、生活の「社会化」論と結びつき、家計支出の範疇分類として結実することになる。

②消費の硬直化—自由な選択の範囲の制限による自主的、自律的な生活の喪失

本来、近代社会は、消費財貨を「自由に、そして自己の選択で、豊富な、したがって公正な価格で商品市場で入手できることが前提されねばならない。」（江口、1974年、P. 11）と指摘するように、豊かさとは、自由であることである。自律した自主的生活こそが豊かさの証であると理解される。それを不可能にする事こそが貧しさを表している。したがって、次のように、自由な選択の制限された生活を近代的な生活に値しないと断じている。

「生活における「自主性」ないし「自律性」が制限され生活における自由選択の範囲が非常に制限され、いわば消費の仕方が硬直的になるような場合、それは真の近代社会での「生活」とい（ ）にあたらないと考える。」（江口、1974年、P. 11）

「社会的固定費」が大幅に増加していけば、それだけ消費は硬直化し、自由の余地は狭められ、自律的な自主的な生活とは言えなくなる。それは豊かな生活とはとてもいえないのである。

江口氏が「生活崩壊」として家計調査の結果を総括しているその中身を見れば、飲食物費だけではなく、社会的存在としての人間の側面を重視し社会からの脱落・孤独をも含めていること、また、支出の硬直化により、生活の「自律性」「自主性」が制限されることにも注目し、自由な選択の範囲が制限されることもまた、「生活崩壊」の1つの側面とみていることが重要である。つまり、江口氏は、飲食物費だけでなく、人間関係や社会生活への参加、自由な選択といったことがある程度満たされていることを念頭において「最低基準生活費」を算定する必要があったのである。そのためには、飲食物費だけでなく、それ以外の費目についても、低所得層の生活実態を反映させながら、それを修正して、全物量方式であるマーケット・バスケット方式を採用する必要があったと推測できるのである。低所得層の生活実態を反映しただけでは「生活崩壊」を表すことになる。したがって、その修正が必要となる。その仕方は、低所得層である失対労働者への聞き取り調査によるところに特徴がある。

2. 最低生活費と、その「第1の前提」としての「生活基盤」「社会保障制度」の在り方

江口氏は、この点について次のように指摘している。「「生活基盤」制度・資源は現在与えられている（はなはだ不完全だが）一定のものと前提して、その基礎上的消費生活の必要最低限の費用を示してみよう」（江口、1987年、P. 230）と述べている。「生活基盤」である住宅、医療、教育、交通・通信、水道・光熱といった社会制度・サービスは、現在のものを前提として、それにかかる費用を最低生活という費用の中に入れることになる。言うまでもなく、社会保障・社会福祉制度についても、同様である。

ここでは、現在のこれら社会制度・サービスが完全なものとは考えていないこと、そして、最低生活保障は、ヴェバリッジプランがそうであるように、ただ単に最低の所得保障だけでは成り

立たず、その前提として、「生活基盤」や社会保障・社会福祉サービスが必要であることをも意味している。

3. 最低生活費と、その「第2の前提」としての一揃の家財道具、一揃の衣服の扱い方

江口氏は、これまでの「最低生活費」の算定方法と異なる点を次のように指摘している。

これまでの各種の「最低生活費」が、「一定の家族構成を持った世帯の1ヶ月分の現金支出額として計算されているのが通例である」（江口、1974年、P. 50）のに対し、それだけでは生活を営むことができないとして、「その生活を実現する前提として、・・・家具、什器、寝具、衣類、その他の物品の一揃がなければならない」（江口、1974年、P. 50）

したがって、生活費というのは、一揃の家財を前提として、①その家財の保全と補充費用が必要であり、その上で、②食料・光熱類などの消費財の購入費用がかかり、それと並んで、前述の③住宅費や教育費、医療費、交通通信費などの社会的強制的費目や税金や社会保険料など社会サービスの購入費用を、経常支出として含んでいることを示している。

ここでの江口氏の指摘が重要である。前記の「生活基盤」と並んで、「家具、什器、寝具、衣類、その他の物品の一揃」が前提として、経常支出が成り立つという点である。こうした一揃の家財は、「手持ち財調査」でしか把握することはできないだろう。そのことが、最低生活費の算定方式として、マーケット・バスケット方式を選択させた理由の一つと考えられる。

4. 阿部彩氏の「三鷹 MIS」とマーケット・バスケット方式

阿部彩氏の「三鷹 MIS」の「調査段階」の特徴の一つは、一般市民参加者のフォーカス・グループに対するグループ・インタビューを行い、参加者間のディスカッションによって合意に達するというものである。その手法は「集団面接調査法」に類似している。しかも、専門家チームであるモデレーターの役割や「研究者チームによる検討」の役割は大きく、専門家の知見と市民参加者との相互作用を重視している。このことからすれば、彼らが言う「普通のマーケット・バスケット方式」というのは、江口氏や金澤のマーケット・バスケット方式を示していると思われるが、その方法と本質的違いを認められない。「普通のマーケット・バスケット方式」においても、アンケート調査による社会的事実に基づいて算定しているのであり、調査による市民参加が行われている。その事実に基づく算定を、「専門家の決定（それを恣意性とするならば）」というのは少し酷ではないだろうか。

「集団面接調査法」は、本調査に対するプレサラーベとして行われることが多く、このプレサラーベで「仮説」が設定され、本調査で社会的事実が確認されるのである。プレサラーベの意義は、質問項目が適当であるか、漏れがないかということから、事前に数例の調査を行い、その結果から質問項目や調査方法の修正が行われることになる。「MIS」は、本調査を省略し、そのかわりに数回にわたり繰り返しグループ・インタビューを行い、その間に修正が行われコンセンサスに近づくことが期待されているように思われる。

「三鷹 MIS」は、市民による「合意形成」を強調しているように思えるが、社会調査そのものが、市民のコンセンサスを発見することもその目的の一つであることからいえば、「普通のマーケット・バスケット方式」との近親性をむしろ強調すべきではないだろうか。

5. 必要金額の積み上げか、必要財貨・サービスの積み上げか ー主観的最低生活費と MIS、マーケット・バスケット方式ー

「主観的最低生活費」(山田、2012年)の算定方法の特徴は、インターネット調査による「市民参加型」といってもよい方法である。つまり、その算定について、市民に決めてもらうというものである。その調査は次のような2つの調査から成り立っている。一つは「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要ですか」と聞く K 調査、もう一つは「つつましいながらも人前を出て恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要か」と聞く T 調査それぞれに、大まかな費目ごとに最低必要な金額を書き込んでもらう方法である。それに対して、「三鷹 MIS」や金澤のマーケット・バスケット方式は、最低必要なモノやサービスを積み上げていく方法である。その方法は、一見似ていそうに見えるが、本質的に異なっている。

「主観的最低生活費」の方法で算定した最低生活費で「どのような生活ができるのか」「どうしたことができるのか」といったことが実証されていない。かつて笹山氏が算定した飲食物費で必要なカロリーを満たすことができるのかを実証的に検証したように、金額だけでは、その生活のリアリティが見えてこないのである。

<引用文献・参考文献>

- (1) 労働科学研究所編『日本の生活水準』(労働科学研究所刊、1960年)
- (2) 笹山京著「「緊急家計調査(都市)」とエンゲル線の変曲」(大河内一男先生還暦記念論文集刊行委員会編『大河内一男先生還暦記念論文集第1集社会政策学の基本問題』有斐閣、1966年、所収)
- (3) 笹山京・中鉢正美共著『最低生活費の算定』(中央労働学園大学労働問題研究所、1951年)
- (4) 笹山京著『笹山京著作集第二集 最低生活費研究』(ドメス出版、1982年)
- (5) 江口英一、高野史郎、松崎隼太郎「現代のインフレ」における「生活崩壊」と最低基準生活費」(『賃金と社会保障』1974年11月号)
- (6) 江口英一編著『生活分析から福祉へ』光生館、1987年
- (7) 江口英一・松崎隼太郎「80年代勤労者世帯生活の動向と「最低標準=最低基準生活費」」(『国民生活研究』第31巻第4号、1992年3月)
- (8) 研究代表者岩田正美『「流動社会」における生活最低限の理論的・実証的研究』2011年3月
- (9) 第5回社会保障審議会生活保護基準部会資料2、日本女子大岩田正美「家計実態アプローチによる最低生活費の測定ーマーケット・バスケット方式との比較ー首都圏若年単身者の場合ー」2011年9月
- (10) 岩永理恵「家計実態アプローチによる最低生活費の試算」2013年9月、(研究代表金澤誠一「近年の最低生活費の算定方法に関する研究報告書」2014年12月、所収)
- (11) 厚生労働省第6回社会保障審議会生活保護基準部会資料3、山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平「主観的最低生活費の測定」平成23年10月
- (12) 山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平「主観的最低生活費の測定」(社会政策学会編『社会政策』2012年、所収)
- (13) 四方理人「主観的最低生活費の測定」(研究代表金澤誠一「近年の最低生活費の算定方法に関する研究報告書」2014年12月、所収)
- (14) 岩田正美、阿部彩、岩永理恵、卯月由佳、重川純子、山田篤裕『厚生労働科学研究費補助金・政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」平成22年度総括研究報告書(別冊1)「最低所得基準(Minimum Income Standard: MIS)法を用いた最低生活水準の推計」

(勤労世代単身男女、子ども)【三鷹 MIS】(2011年、3月)

(15) 厚生労働省第5回社会保障審議会生活保護基準部会資料3「Minimum Income Standard法による最低生活費の推計(三鷹 MIS)」(2011年9月)

(16) 阿部彩「Minimum Income Standard法による最低生活費の推計(三鷹 MIS)」(研究代表金澤誠一「近年の最低生活費の算定方法に関する研究報告書」2014年12月、所収)

(17) 金澤誠一編著『「現代の貧困」とナショナルミニマム』高菅出版、2009年

(18) 金澤誠一責任監修『首都圏最低生計費試算調査報告集』2008年

(19) 金澤誠一責任監修『東北地方最低生計費試算調査報告集』2010年

(20) 金澤誠一責任監修『九州地方最低生計費試算調査報告集』2010年

(21) 金澤誠一責任監修『愛知県最低生計費試算調査結果報告書』2011年

(22) P. タウンゼント「相対的剥奪としての貧困」(D. ウィッダーバーン編著、高山武志訳『イギリスにおける貧困概念』光生館、1977年、所収)

(23) P. Townsend, "Poverty in The United Kingdom" pelican books、1979

(24) アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店、1999年

Ⅰ 最低生計費の算定

1. 最低生活＝「人間らしい生活」の考え方

最低生活とは何かを考えることは、また貧困とは何かを考えることである。貧困の考え方によって最低生活もまた変わってくるからである。ここでは、まず、貧困の概念が拡大してきたこと、つまり、絶対的貧困論から相対的貧困論に変わってきたことに注目している。次に、今日、相対的貧困論の影響力が強いのであるが、その「あいまい性」も顕在化している点が重要となる。そのあいまい性を克服するために、新たな貧困の考え方が求められている。その新たな貧困の考え方として、アマルティア・センの貧困論が大変示唆的である。ここでは、センの考え方に基づいて、「人間らしい生活」の意味内容を最低限必要な「生活の質」としてとらえている。

(1) 貧困概念の拡大—絶対的貧困論から相対的貧困論へ—

最も古典的な貧困の考え方は、いわゆる絶対的貧困論であり、「食えるか食えないか」といった主には食費を中心に考えるものである。その考え方は、19世紀末のB. S. ラウントリーが最低生活費を算定する際に、その費目の内容の想定に示されている。例えば、食費については新鮮な生肉が含まれていないこと、健康体の被救恤者に対する必要としている食物より、いささか切りつめたものになっている⁽¹⁾。また、雑費については主に靴、衣服、燃料を想定している。したがって旅行、慰安、贅沢、病気、葬式などの場合を、いっさい考慮せず、ただ健康時における肉体的能率の保持だけに焦点を合わせているものである⁽²⁾。こうした貧困の考え方は、「食えるか食えないか」といったいわば飢餓水準あるいは生物的生存水準をもって貧困とするといった考え方である。

それに対して相対的貧困の考え方は、産業の発展や社会・文化の発展によって貧困ライン＝最低生活基準が変化するという考え方にたっている。例えば、産業の発展は大量生産された新しい財貨やサービスをつぎからつぎへと生みだし、国民はそれを新しい生活様式や慣習として受け入れ、国民経済は拡大再生産していったと考えられる。また、共働きや交代制勤務、長時間労働といった労働の全般的社会化は、それに対応する消費生活の全般的社会化をもたらしたと考えら

れる。それは、家庭内の家事・育児労働の社会化＝外部化・商品化といえるものであり、それまで商品化されなかった家事・育児労働が、さまざまな姿をとりつつ、商品化され市場化された商品やサービスという形をとるようになる。あるいはまた、商品経済の進展は、直接的な人間関係を希薄化し、代わって貨幣や商品を媒介とした貨幣的人間関係が強まり、それだけ冠婚葬祭などの交際費の支出を増大させることになる。余暇・娯楽・スポーツにおいても、直接参加型が減少し、商業化された観光・行楽、娯楽施設、リゾート施設の利用が増加し、それだけ商品化が進み教養娯楽費がかさむことになる。以上のように、現代の生活様式は、産業の発展やそれにとともなう労働の在り方、そしてそれが家族や地域社会の変化をともしながら、必要とされる生活手段の商品化を進めているところに特徴がある。それは、商品を通じた人々の間接的な相互依存関係を形成しているという意味で、生活の間接的な「社会化」といえる。

また、生活の一般的条件・基盤＝「生活基盤」（社会的共同生活手段）についても、産業の発展は、人口の都市への集中による都市化とともに、伝染病の予防としての公衆衛生の必要性が増大し、清潔な飲料水と衛生管理のために上下水道の重要性が認識され、社会的供給が整備される。教育にしても、高度に発展した社会や産業に必要とされる知識や人格の形成にかつてよりも高い教育を必要としている。住宅をとってみても、多くの国民は仕事を求めて住み慣れた故郷を離れ、大都会で新たな家庭を築くためには、土地・住宅の購入をはじめとした家財道具などの初期費用を必要とする。これら「生活基盤」の確保の仕方は、生活の直接的な「社会化」＝「共同化」といえる。本来的には、それは人間の存立、したがってまた社会の存立に関わることから社会的性格が強く、結局のところ社会に還元されることから社会が共同で負担・「共同化」してゆく必要性が強いのである。

更にまた、家族の縮小や地域社会の崩壊は、その相互扶助機能の脆弱化をもたらし、それに代わって社会保障や社会福祉諸制度の必要性を増したと考えられる。これら社会制度の財源と維持管理のための財源として社会負担＝税金や社会保険料が、個々の家計から出ていくことになる。他方、病気、障害、死亡、高齢、失業などの生活上の事故が発生すれば、社会保障制度から現金や現物、サービスという形をとって社会的給付が、個々の家計に入り込んでくる。これらもまた、生活の直接的な「社会化」＝「共同化」ということができる。

しかしまた、これら生活の直接的「社会化」の在り方が、80年代の臨調「行革」そして95年以降今日に至る「構造改革」のもとで、「受益者負担主義」が強化され、生活基盤や社会保障諸制度に関わる政府の政策が、直接個々の家計に負担に反映されることになる。税金や保険料の増大、健康保険や介護保険、障害者自立制度による窓口負担の増大、持ち家政策や教育政策による住宅ローン返済、教育ローン返済という形で現れている。こうした今日の生活の直接的「社会化」は、それらの多くの部門での規制緩和や民営化・商品化を押し進め、「現代的・資本主義的社会化」に転化したといえることができる。

今日の高度の発展した社会においては、家族・地域社会や生活手段の変化をもたらし、それが生活様式の変化となって現れているのである。このような生活様式の変化は、大都会で生活する労働者やサラリーマン世帯で最初に見られたことであるが、デモンストレーション効果により、それ以外の地域や世帯にも波及し、現代の生活様式として定着していったと考えられる。この現代の生活様式を満たす生活水準として「社会慣習的生活水準」が形成されているのである。したがってまた、貧困ライン＝最低生活基準は、時代や社会とともに変化する生活様式を最低限満たすようなものとして考えられるようになったのである。

こうした時代や社会にたいして相対的な貧困観は、P. タウンゼントの「相対的剥奪 relative deprivation」⁽³⁾の考え方に代表的にみられるものである。

そうした考え方はまた、1960年の朝日訴訟第1審判決にもみられる。「健康で文化的な最低限度の生活」とは「それ自体各国の社会的文化的発達の程度、国民経済力、国民所得、国民の生活感情等によって左右されるものであり、したがってその具体的な内容は決して固定的なものではなく通常は絶えず進展向上しつつあるものとする」としている。また、1967年の最高裁判決においても「健康で文化的な最低限度の生活なるものは、抽象的な相対的概念であり、その具体的な内容は、文化の発達、国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考量してはじめて決定できるものである」としている。これらの判決に見られる考え方は、時代や社会とともに変化する貧困ライン＝最低生活基準の考え方をよく示していると考えられる。

(1) B. S. ラウントリー著、長沼弘毅訳『貧乏研究』(株)千城、1970年、P.119

(2) 前掲『貧乏研究』P.125

(3) P. タウンゼント「相対的剥奪としての貧困」、D. ウィッターバーン編著、高山武志訳『イギリスにおける貧困概念』光生館、1977年

(2) 相対的貧困論のあいまい性とその克服

しかし、相対的貧困論の考え方には、いくつかのあいまい性が存在する。第1に、今日、相対的貧困論に基づく公的な貧困ライン＝最低生活基準である生活保護基準は、水準均衡方式によって算定されているが、これは一般世帯との対比で算定されているため、その具体的な内容が明示されないといったあいまい性が存在する。第2に、対比する対象の取り方が、一般世帯の平均なのか、一般世帯の低所得層なのか、どういう基準で選択するのかがあいまいである。仮に一般世帯の第1・十分位とか第1・五分位階級を対象として選択し、それとの対比でもって保護基準が高いとした場合、その一般世帯低所得層の生活は「健康で文化的な最低限度の生活」といえるのかどうかきわめてあいまいであり、根拠が存在しないのである。第3に、相対的貧困論とはいえ、先に見たタウンゼントが主張するように、一定の社会一定の時代には、その社会その時代の生活様式が存在し、それに対応した「社会慣習的生活水準」が存在するものと考えられる。その意味では「絶対的」なのである。その点があいまいなのである。第4に、相対的貧困論に基づく水準均衡方式は国民所得が向上していくことを想定していると考えられるが、今日のように国民所得が低下している場合に、それとともに貧困ライン＝最低生活基準を下げる根拠になりうるのかがあいまいである。

相対的貧困論の考え方からすれば、その時代その社会の生活様式を反映した「社会慣習的生活水準」が存在することになると考えられる。しかし、その「貧困」の状態とは、「単にあるものが欠如した状態」ではないだろう。そこには「あるべきもの、あるはずのものが欠如している・奪われている状態」といった一定の欲求水準の存在が、暗黙のうちに前提されているものと考えられる。そのあいまい性を克服するための考え方が、次のアマルティア・センによって提示されている。

(3) 「人間らしい生活」・最低限必要な「生活の質」とは

さて、センがいうところの生活の「機能」とは、「ある状態になったり、何かをすること」であるとし、生活は相互に関連する「機能」によって構成されているといっている。つまり、所得が

高いとか低いとか言った場合、その所得で「どういったことができるのか」「どういった状態になれるのか」といった生活の実態が不明である。その所得によって達成できる「生活の質」が問題とならなければならない。ここでは、センの生活の「機能」⁽⁴⁾をより分かりやすい「生活の質」に置き換えている。

第1に、「適切な栄養をえているか」「雨露をしのぐことができるか」「避けられる病気にかかっていないか」「健康状態にあるか」といった基本的な健康・生命を維持するための「生活の質」を確保すること。

第2に、「読み書きができるか」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいられるか」「自尊心を保つことができるか」「社会生活に参加しているか」といった社会・文化的な「生活の質」を確保すること。

上記の「生活の質」は憲法 25 条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」の意味内容であると考えた。しかし、ここで述べた「生活の質」は、「健康で文化的な最低限度の生活」の意味内容について、一步踏み込んだ解釈をするものである。それを達成するための目的が明示されているのである。

相対的概念という意味で言えば、上記の「生活の質」を達成するためのさまざまな財やサービスが、時代とともに社会とともに変化するということである。しかし、上記の「生活の質」そのものは、どんな時代にもどんな社会にも変わらない人間として必要な「絶対的」な「生活の質」であると考えられる。

言うまでもなく、個々人が自分の価値や目的あるいは人生設計を選択し、それに向かって活動することは自由（「積極的自由」）である。その意味では価値や目的、生活は多様化するのである。そうした各人が選択した価値や目的あるいは人生設計が、その人の人格を形成することになる。しかし、人格は、それを取り巻く社会的・経済的あるいは文化的環境によって、影響を受けることが多いのである。低所得層や貧困層は、特に長い人生の中でさまざまな大切なものを失いながら生きていく場合が多いであろう。その悲哀ははかりしれないものがある。また、個々人が置かれている貧困や差別や身体的・精神的状態の違いによって、自分自身の欲求・価値・目的を抑制する可能性も高いのである。価値の多様性よりは、こうした個々人が置かれている身体的・精神的特徴の多様性や、貧困や差別などの社会的状況の多様性に配慮する必要があるのである。そうした人格を取り巻く環境・状況の改善なくして、個々人の自由は保障されないと考えるのである。言い換えるならば、貧困からの自由としての最低生活の保障、差別からの自由、身体的・精神的状況からの自由といった「消極的自由」（「何々からの自由」として「何々からの解放」を意味している）が、公共政策によって実現されてこそ、積極的な自分自身の選択した価値や目的に向かって活動する自由が保障されるのである。

(4) アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店、1999年

(4) 「生活の質」を達成する最低生計費とは

「人間らしい生活」というのは、上記の最低限必要な「生活の質」を達成することである。そのためには、最低限の「所得」が必要であることはいうまでもないが、個々人の身体的・精神的特徴の違いや人々が置かれている社会状況の違いといった人間存在の多様性に配慮してはじめて、人々を等しく取り扱う「公平」性が確保でき、それによって「人間らしい生活」が実現されるものである。また、その上で、個々人の価値や目的、人生生計を選択する自由が保障されるもので

あるが、「人間らしい生活」を考える場合にも、その積極的自由の余地を最低限保障するものでなければ、個々人の人格の形成や発達を保障するものとはならないと考えた。

つまり、以下で試算される「最低生計費」なるものは、それ以上でも以下でもないといった最低生活の費用（minimum cost）というものではなく、一定の幅がある最低基準（minimum standard）と考えたのである。それは、社会経済や文化の発展につれて、「生活の質」を達成するための財やサービスが変化していくことはもちろんのこと、人間としての発達や自由が保障されるものでなければならぬと考えたからである。それに対する社会的合意がどこまで形成されるかが問題であるが、この試算では、個々人の価値や目的、人生設計を選択する自由の幅として「自由裁量費」なる名称をもちいてきわめてつましい額であるが計上している。また、人間存在の多様性への配慮として、個々人の身体的・精神的特徴の違いや置かれている社会状況の違いの幅として「予備費」なる名称を用いて計上した。

3. 算定の前提

最低生計費は、その前提として社会保障・社会福祉諸制度、住宅や教育などの「生活基盤」の確保のための諸制度、人権保障や平和であることが必要である。本来、そうした総合的なナショナルミニマムが必要である。それとの関連においてはじめて「最低生計費」は試算される。ここでは、現在あるこれら社会諸制度や社会状況を前提として「最低生計費」を試算した。従って、これら社会諸制度が変われば、「最低生計費」も変わる性格のものである。

4. 居住地域と勤務地

居住地域としては、埼玉県さいたま市を想定した。

その世帯主は都心部にある会社に勤務しているものとしている。ここでは、単身者世帯タイプの「最低生計費」を算定しているが、他の世帯タイプでは、配偶者は、さいたま市内での勤務を想定している。

5. 算定の方法

算定の方法としては、マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用した。それは、上記の目的を達成するために必要であるからである。最低限必要な「生活の質」を満たすために、どれだけの財が必要かを測るためには、必要な物量を一つ一つ積み上げる方法が最も適している。それはまた、先の先行研究の結果でもある。

ここで算定した「最低生計費」は一種の理論的生計費ではあるが、最低生活をありうべき一定の理想として現実の生活から遊離させて考えているわけではない。今日の労働者世帯の生活様式、慣習、社会活動を把握するために、「持ち物財調査」や「生活実態調査」「価格調査」を実施し、多くの場合、調査による事実を根拠として算定しているところに特徴がある。その算定の基本的な方法は、以下の通りである。

（注）マーケット・バスケット方式で算定した例として、1974年に当時の総評が算定した「理論生計費」がある。これは、労働者の「あるべき生活像」を想定して算定している点に特徴がある。例えば、「より人間らしい生活」として次のように想定している。「労働時間短縮等を反映した能動型、主体的行動型の余暇を考慮すべきだ」として、「ハイキング、スキー、登山、家族旅行などの比重を高めたほか、単身世帯では語学研修、複数世帯では主婦のけいこごと、夫の趣味（釣り）、長男のサイクリング、長女のピアノのレッスンなどを配慮するこ

とにした。」と述べている。その結果、算定された「理論生計費」は、現実の賃金とは大きくかけ離れたものとなった。この例は、労働者の現実の生活様式や社会慣習、社会活動から遊離して理論的に生計費を算定したものと見える。

それに対し、江口英一氏は、「持ち物財調査」など労働者・国民の生活の実態を調査し、それを基礎資料として「最低基準生活費」をマーケット・バスケット方式で算定している（江口英一、高野史郎、松崎桑太郎「現代のインフレ」における「生活崩壊」と最低基準生活費」（『賃金と社会保障』1974年11月号）、江口英一・松崎桑太郎「第5章第1節生活再構築のための最低生活基準」（江口英一編著『生活分析から福祉へ』光生館、1987年、所収）、江口英一・金澤誠一「第5章第2節最低基準・最低標準生活費」（江口英一編著『改定新版生活分析から福祉へ』光生館、1998年、所収）。ここで算定した「最低生計費」も、持ち物財調査や生活実態調査に基づいて算定しているという意味では、江口英一氏の方法を用いている。

① 家具・家事用品、被服及び履物、教養娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品など

これらについては「持ち物財調査」に基づいて、原則7割以上の保有率の物は、所得弾力性が小さく「必需品」としての性格を持つものとした。こうした必需品は、その時代その社会の「基本財」であるとともに、「人前にでて恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考えられ、それぞれを費目毎に積み上げて算定した。また、耐用年数については、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する政令」を参考にした。

購入先について、生活実態調査に基づき想定した。生活実態調査では、購入先についても聞いている。それによれば、世帯モデルによって多少の違いはあるにしても、最も多いのが、「大型スーパー」や「大型電気店」、「ホームセンター」であった。これらの購入先で価格調査を実施した。

「価格調査」の方法としては、それぞれの品目のそのお店の最低価格、最多・標準価格、最高価格を調査した。外出用の品目については、「人前に出て恥をかかないように」最低価格は避けて、標準価格（*で表示）を用いた。それ以外については、最低価格を用いている。

② 食費

食費については、女子栄養大学出版部『2008年版五訂増補食品成分表資料編』に基づき、世帯モデル毎に、1日当たりの必要なカロリーを算出した。

その際「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1人1日当たりの重量＝g）」（香川芳子：女子栄養大学教授案）に基づいて必要な栄養を満たすように、食費を算定した。香川教授の試算に基づきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。なお、食べ残しなどの廃棄率を5%とした。

この香川教授による「4食品群別食費算定方式」の各食品群別費目の消費単価の計算は、次のように計算した。2005年の総務庁「家計調査」の品目分類に基づいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した。なお、2008年5月時点での食費の物価上昇率は、2005年に比べ2.6%増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。

朝食については、生活実態調査の結果、世帯モデルごとに、それぞれどこでどのような食事の仕方をしているのかに基づいて算定している。また、昼食や夕食についても、同様に、生活実態調査の結果から、どこでどのような食事の仕方をしたかに従い、その費用に基づいて算定した。また、仕事の帰りや休日にお酒や会食についても生活実態調査の結果から、その回数、費用に基

づいて算定した。

③ 住居費

公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」（平成18年度から平成27年度）による「最低居住面積水準」に基づき、単身世帯25m²、2人世帯30m²、3人世帯40m²、4人世帯50m²とした。

家賃については、住宅情報誌にもとづきさいたま市での家賃を調査し、その最低価格を採用している。また、更新期間及び更新料についても、生活実態調査に基づいて算定している。

④ 教育費

教育費については、文科省平成18年度「子どもの学習費調査」に基づいて算定した。学校給食費は、食費の中に入れるために除外した。この調査の結果に基づき、支出率7割以上の費目について、その支出平均額を計上した。

また、大学生の教育費については、日本学生支援機構による「平成16年度学生生活調査」結果を用い、自宅通いで、私立大学で学んでいることを前提に算定した。

単身世帯の場合には、計上していない。

⑤ 教養娯楽サービス

教養娯楽費については、「生活実態調査」の結果から、日帰り旅行の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用に基づいて算定した。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果に基づいて、算定した。

⑥ 理美容サービス

理髪料として、成人男性の場合、1回4,000円、中学男子1回3,000円、小学女子1回2,500円、ヘアカット代1回3,300円として計算した。2か月に1回の利用とした。

⑦ 交通・通信費

交通・通信費については、「生活実態調査」の結果から、首都圏であり、公共交通機関が比較的に利用しやすいことを前提に、自動車の所有はしていないものと想定した。自転車については、夫婦と未婚子世帯や夫婦のみ世帯、母子世帯では保有率が8割から9割と高かった。若年単身世帯及び高齢単身世帯では6割と低い。この結果から、前者は自転車を保有しているものとし、後者は保有していないものとした。

東京への勤務を想定していることから、通勤はJR埼京線を利用して、武蔵浦和から新宿までの定期券の定期代を想定した。この場合、6ヶ月定期代54,440円の1ヶ月分として9,073円とした。基本的には、この定期券を利用して休日の行楽や買物を行うものとした。また、共働きを想定しているが、世帯主だけが都心に通勤し、配偶者は、さいたま市近辺で働いているものとした。その通勤手段としては、先の自転車を想定した。また、世帯主以外の家族の場合、定期券をもたないため、買い物や行楽のための交通費として、1回500円を想定し、月6回とした。

通信費については、総務省「平成16年全国消費実態調査」を用いた。2人以上世帯の場合には、「世帯類型別支出」を、単身世帯の場合には、「男女別、年齢階級別支出」を用いている。

⑧ 水道・光熱費、医療費

水道・光熱費、医療費については所得弾力性が小さく、所得の多寡で支出の変化が小さいことから、総務省「平成16年全国消費実態調査」を用いて次のように算定した。2人以上世帯の場合には、「世帯類型別支出」を、単身世帯の場合には、「男女別、年齢階級別支出」を用いている。

⑨ 交際費・その他

交際費・その他については、生活実態調査の結果から、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などの参加の回数、費用を推計した。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物についても、生活実態調査の結果から、その回数、費用を推計した。

第3に、お中元やお歳暮についても、生活実態調査の結果から推計している。

第4に、自治会費などの負担費や社会福祉協議会の会費、赤い羽根募金、祭りの寄付を想定した。ただし、世帯モデルによって、生活実態調査結果から近所つきあいの程度が異なり、それによって負担費を推計した。

第5に、住宅関係費として、共益費は「生活実態調査」並びにさいたま市周辺の賃貸住宅情報誌による調査結果から算定した。

第6に、新年会や忘年会、同窓会への参加を想定し、5,000円の参加費として算定した。

第7に、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他の会費として、年間3,000円を想定している。

第9に、その他・信仰費として、中年・高齢者の場合には、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、ロウソク代、お布施、行き帰りの交通費などを含め1回、000円とした。

⑩ 自由裁量費

自由裁量費については、子どもの場合には、日銀金融広報委員会による平成18年「家計の金融資産に関する世論調査」の中の「こどものこづかい額」の調査結果を参考にして算定した。これによれば、小学4年生の場合で約1,000円、6年生の場合で約1,500円、中学生で約3,000円、高校生で約6,000円となっている。これは年間収入階級別に見てもほとんど変わらない。

また、大人については、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての切り花代などやオーディオ関係など、また、喫茶店でのコーヒー代などを、自由裁量費として一括してここに計上した。これは、「持ち物財調査」では保有率が分散していて7割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1人1日200円として月6,000円とした。

⑪ 予備費

予備費として、消費支出の1割を計上している。これは、これまで計上してきた最低生計費は、いわば平均的な人間を想定したものである。しかし、実際には、個々人の多様性が存在し、例えば、身長や体重の違いにより熱エネルギー量は異なる。また、めがねを必要としたり補聴器を必要としたり、その人の健康状態によっても異なる。耐久財などの修繕費や医療費や交通通信費、冠婚葬祭費などもその時々によって異なる可能性がある。そういった点を考慮して予備費を設けたのである。支出がない場合には、それは予備費として貯蓄となる。

以上が、算定方法の概要であるが、世帯モデルごとに異なる場合がある。その場合には、以下の具体的算定に際して、その算定方法を説明している。

6. 20歳代若年単身世帯モデルの「最低生計費」算定

(1) 食費の算定

表1. 4つの食品群別にみた、100g当たりの消費単価

第1群			第2群		
乳・乳製品	卵		魚介・肉	豆・豆製品	
26.60円	22.11円		129.41円	54.08円	
第3群			第4群		
野菜・海草	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂
42.57円	24.33円	37.13円	45.48円	17.45円	34.28円
嗜好品（菓子、飲料、酒類）					
57.13円（100カロリー当り 68.23円）					

朝食については、生活実態調査結果によれば、「家でしっかり食べる」が最も多く40.1%、次いで「家で牛乳やコーヒーですます」の18.0%、「朝食はとらない」の16.7%、「通勤途上や職場でパンやそばなど」の10.4%と続いていた。この結果から、朝食は家でしっかりとるものと想定した。

また、昼食については、「弁当やパンなどを買う」の34.2%が最も多く、次いで「職場の給食」の21.6%、「食堂や喫茶店や出前を利用」の15.3%、「家から弁当」の13.5%、「職場の食堂」の11.3%と続いていた。この結果から、昼食は弁当を購入するものとした。その費用については、調査の結果では最も多いのが「500円台」で27.3%、次いで「600円台」の10.4%、「400円台」の9.3%、「700円台」の8.7%と続いていた。ほぼ500円台を中心とした正規分布を示している。また、500円台以下を合計すると50.8%に上る。また、無回答を除いて計算すると500円台以下は59.6%となる。この結果から、弁当代を500円とした。

なお、夕食については、家で食べるが75.2%に上り、食堂の利用は17.1%と意外に少なかった（ただし、男性の場合には27.3%とやや多い）。この結果から、夕食は家で食べるものとした。

仕事の後や休日にお酒や会食をする回数は、実態調査では、最も多いのが「月数回程度」で69.8%、次いで「週2～3回」の18.5%、「ほとんどない」の9.9%と続いている。このことから友人などとの会食を月3回とした。その費用は、最も多いのが3,000円台で32.0%、次いで5,000円台の22.0%、4,000円台の15.0%、2,000円台の11.5%と続いていた。2,000円台から5,000円台に集中しているが、その最低費用として1回の費用を2,500円とした。

食費の算定

25歳男性 1日当たり2,650kカロリー

表2-1. 25歳、男性、身体活動レベルII、4つの栄養群別、1日に必要な食品構成と金額

第1群				第2群			
乳・乳製品		卵		魚介・肉		豆・豆製品	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300g	79.8円	50g	11.1円	140g	181.2	80g	43.3円

第3群

野菜・海草		いも類		果物	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350 g	149 円	100 g	24.3 円	200 g	74.3 円

第4群

穀類		砂糖		油脂	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
400 g	181.9 円	10 g	1.7 円	30g	10.3 円

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
2,385kカロリー 756.9円
嗜好品・265kカロリー 180.8円
合計 937.7円

従って、1ヶ月、すべて家で食事をする場合には、 $937.7円 \times 30日 = \underline{28,131円}$ となる。

(昼食の弁当と友人などとの会食は、次の通り算定した。

弁当 1食 730kカロリー、500円
1ヶ月 20食 14,600kカロリー 10,000円
会食 1回 定食(刺身天ぷら膳)とビール中びん2本
986kカロリー+390kカロリー=1,376kカロリー
月3回 4,128kカロリー 7,500円

従って、家での食事、昼食・外食、会食の内訳は次のようになる。

家での食事 56,797kカロリー 20,098円 \times 1.026=20,621円
昼食 14,600kカロリー 10,000円
会食 4,128kカロリー 7,500円
廃棄率(5%) 3,975kカロリー 1,443円
合計 79,500kカロリー 39,564円

(2) 住居費の算定

生活実態調査では、家賃で最も多かったのが6万円台で28.5%、次いで5万円台の24.8%、7万円台の17.0%などと続いていた。ほぼ5万円台から7万円台に集中しているのが分かる。これを参考にしながら、さいたま市内及びその周辺での民間賃貸アパートについて住宅情報誌を用いて調査を行った。調査の結果では、单身用住宅として、25m²前後の民間賃貸アパート・マンションで、京浜東北線および埼京線沿線では家賃が5万円台から7万円台に多くみられ、平均6.1万円であった。これらの事実から、家賃は調査した中で最低価格であった5.2万円とした。

また、更新期間については、生活実態調査によると、「ない」と答えた人は6.1%、2年ごとの更新は84.8%に上り、1年更新は2.4%過ぎなかった。このことから、2年ごとの更新とした。その額は、ばらつきがあるが、最も多いのが5~7万円台で45.6%集中していた。また、10~15万円未満に15.0%集中する傾向がみられた。これは、更新料が、家賃の1ヶ月分と2ヶ月分に分かれていることを意味するのであろう。しかしまた、家賃の1ヶ月分が多いことをも示している。

そこで、最低1ヶ月分の家賃に相当する更新料があるものとした。

合計		54,167円
家賃	月	52,000円
更新料	月当たり	2,167円

(3) 水道・光熱費の算定

水道・光熱費の算定は、総務省「平成16年全国消費実態調査」を用いた。単身世帯の場合には、「男女別、年齢階級別支出」を用いている。ここでは、若年男性単身世帯として算定している。

合計	6,552円
電気代	3,070円
ガス代	2,125円
他の光熱	80円
上下水道代	1,277円

(4) 家具・家事用品の算定

家具・家事用品については、持ち物財調査によって算定したが、2人以上の世帯については、居住空間も2Kから3K程度と比較的広くなり、その持ち物は同じであるとした。ただし、その数量は世帯人員によって異なる。したがって、2人以上の世帯については、その持ち物の保有率は2人以上世帯として集計した結果を用いている。

単身世帯については、若年者の場合には、まだ所帯をもたず、1Kといった狭いアパートであるため、持ち物は実際にも少ないのが現状であった。そのため、若年単身の場合には、若年単身世帯だけを取り出しそれ独自に集計しその結果を用いている。他方、高齢単身の場合には、同じく1Kの狭いアパートを想定しているが、若年者とは異なり、長年の生活の積み重ねの結果として、大型の持ち物は居住空間の狭さのため制限されるが、その他の持ち物の量は比較的多くなっているのが現状であった。そのため、高齢単身世帯だけを取り出しそれ独自に集計しその結果に基づいて算定した。ここでは若年単身世帯の集計結果から算定している。

合計 3,881円

a. 家庭用耐久消費財 月額 1,941円

家事用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	3,500	6年	1	49	3.5合炊
電気冷蔵庫	17,000	6年	1	236	100～250リ
電気掃除機	10,000	6年	1	139	ットル
電気洗濯機	25,000	6年	1	347	
電子レンジ	8,000	6年	1	111	
ガステーブル	20,000	6年	1	278	
小計				1,160	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
----	----	------	-----	-----	----

ルームエアコン	46,000	6年	1	639	6畳用
電気こたつ	8,000	6年	1	111	
小計				750	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スチール棚	3,000	15年	1	17	
食卓用テーブル	2,500	15年	1	14	
小計				31	

b. 室内装備品 月額 177円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
目覚まし時計	810	8年	1	8	1.8m×1.8m
照明器具	2,780	8年	1	29	
カーテン	3,400	5年	1	57	
こたつ布団・カバー	4,980	5年	1	83	
小計				177	

c. 寝具類 月額 593円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷きふとん	4,900	5年	1	82	
掛けふとん	3,000	5年	1	50	
タオルケット	1,900	3年	1	53	
毛布	3,000	3年	1	83	
まくら	1,500	3年	1	42	
シーツ	1,000	2年	2	83	
ふとんカバー	1,900	2年	2	158	
まくらカバー	500	2年	2	42	
小計				593	

d. 家事雑貨 月額 627円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	390	2年	2	33	
湯飲み茶碗	390	2年	2	33	
コーヒー・紅茶茶碗	390	2年	2	33	
どんぶり	590	2年	2	49	
吸い物茶碗	390	2年	2	33	
盛り皿・盛り鉢	790	2年	2	66	
小皿	380	2年	2	32	
コップ	300	2年	2	25	
スプーン	240	5年	2	8	
フォーク	240	5年	2	8	
中鍋	1,380	5年	1	23	

フライパン	980	5年	1	16	
やかん	1,780	5年	1	30	
包丁	1,000	5年	1	17	
まな板	480	5年	1	8	
たわし・スポンジ	100	1年	1	8	
はし	190	5年	2	6	
しゃもじ	290	5年	1	5	
ふきん	120	1年	1	10	
フライ返し	100	1年	1	8	
干し物さお	780	5年	1	13	
タオル	90	1年	5	38	
バスタオル	580	1年	2	97	
電球	80	1年	1	7	60W
蛍光灯	480	2年	1	20	30型
ドライバー	148	15年	1	1	
小計				627	

e. 家庭用消耗品 月額 543円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	298	1年	48	24	50枚
ラップ	68	1年	6	34	
ティッシュペーパー	298	1年	36	179	5個
トイレトペーパー	278	1年	18	35	12ロール
台所用洗剤	145	1年	6	73	400CC
トイレ用洗剤	198	1年	6	99	
洗濯用洗剤	198	1年	6	99	粉末1.1K
小計				543	

(5) 被服および履物の算定

被服および履物については、持ち物財調査に基づいて算定した。現役労働者2人以上世帯の場合、成人については、子どもを除いて、基本的には持ち物は同じであると考えた。したがって、2人以上世帯で集計してその結果を用いて算定している。子どもや学生については、夫婦と子ども世帯の集計結果に基づいて算定した。

若年単身世帯と退職後の高齢単身世帯、高齢夫婦のみ世帯の場合には、被服や履物にやや違いがみられるものとして、それぞれ独自に集計しその結果に基づいて算定した。

数量については、少ない方から数えて合計3割の人が保有する数を算定基準とした。

被服	6,235円
履物	846円
洗濯代	467円
合計	7,548円

被服 6,235円

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服*	29,000	10年	1	242	
背広*	29,000	4年	3	1,812	
オーバーコート*	24,150	4年	1	503	
ジャケット*	16,000	4年	2	667	
替ズボン	2,950	4年	3	184	
ジャンパー*	10,000	4年	2	417	
小計				3,825	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	3,200	2年	4	533	
長袖シャツ	1,000	2年	3	125	
半袖シャツ	1,000	2年	3	125	
ポロシャツ	1,000	2年	2	83	
セーター・カーデガン	3,990	2年	2	333	
小計				1,199	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	400	2年	5	83	
シャツ(夏)	400	2年	5	83	
Tシャツ	500	2年	10	208	
ジャージ	1,500	2年	1	63	
トレーナー	1,000	2年	2	83	
パンツ・ブリーフ	500	2年	10	208	
小計				728	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	250	2年	12	125	
ネクタイ*	3,000	4年	3	233	
マフラー*	2,990	4年	1	62	
ベルト・バンド	1,900	5年	2	63	
小計				483	

履物 846円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴*	7,000	2年	2	583	
運動靴・スニーカー	2,900	2年	2	242	
サンダル	500	2年	1	21	
小計				846	

洗濯代

スーツ 3 着分とオーバーコート 1 着分を想定した。

1 着 1,400 円 * 4 / 12 = 月額 467 円

(6) 保健医療費の算定

算定方法は、前記の通りである。

合計	2,465 円
医薬品	603 円
健康保持用摂取品	141 円
保健医療用品・器具	792 円
保健医療サービス	929 円

(7) 交通・通信費の算定

算定方法は、前記の通りである。

合計	18,214 円
交通	9,073 円
通信	9,141 円

(8) 教育費

なし

(9) 教養娯楽費の算定

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による若年単身世帯の保有率を用いて算定した。

教養娯楽サービスについては、生活実態調査による若年単身世帯の集計結果に基づいて算定した。それによると、日帰り旅行については、7割弱の人が、「なし」と答えていた。しかし、後でみる休日や余暇の過ごし方では、第3位に「日帰り旅行」が入っていた。このことから推測されるのは、月何回かという問に対して「なし」と答えたが、年にすれば何回かの日帰り旅行をしている可能性が高いことになる。したがって、日帰り旅行を、年2回と想定した。また、その費用としては、最も多かったのが「1万～1万5,000未満」の41.3%、次いで「5,000～1万円未満」の25.4%、「5,000円未満」の12.7%であった。その費用としては最低に近い、1回5,000円とした。

1泊以上の旅行については、年に「なし」の26.6%が最も多いのであるが、それ以外では、2回が20.3%、1回が17.6%、3回が14.9%、4回が6.8%の順になっていた。また、5回以上が12.8%である。半数以上が1回から3回に集中していた。この結果から、年2回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多いのが「2万5,000円から5万円未満」で40.6%、次いで「1万～2万5,000円未満」の24.4%、「5万～7万5,000円未満」の19.4%と続いていた。この結果から、1回の費用として、3万円を想定した。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いのが「自宅での休養」で77.9%、次いで「友人や知人との交際」の50.9%、「ショッピング」34.2%、「日帰り旅行」の20.7%、「映

画などの鑑賞」の 18.5%、「読書」の 16.2%、「スポーツなど体力づくり」の 15.8%、「社会活動」の 8.6%などと続いていた。その他、園芸・野菜づくり、けいこ事、その他趣味を合計すると 16.3%となる。これらのことから、上記の旅行を除いて、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を恋人や友人などと一緒に月 2 回とし、その費用を 1 回 2,000 円とした。

合計 18,273 円

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	59,700	5 年	1	995	20 インチ
パソコン	80,000	4 年	1	1,667	
小計				2,662	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月 1 紙	3,850	
単行本	1,000		年 6 冊	500	
小計				4,350	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
USBフラッシュメモリー	1,000		年 1 本	83	
小計				83	

d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
1 泊以上旅行	30,000		年 2 回	5,000	
日帰り旅行	5,000		年 2 回	833	
レジャー・スポーツ	2,000		月 2 回	4,000	
NHK受信料	1,345			1,345	
小計				11,178	

(10) 理美容費の算定

合計 2,706 円

a. 理美容用品 706 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	980	6 年	1	14	1 個
歯ブラシ	98	1 年	3	25	
ヘアブラシ	300	3 年	1	8	
かみそり	50	1 年	3 6	150	
化粧石鹸	66	1 年	6	33	
シャンプー	298	1 年	6	149	
ヘアリンス	298	1 年	6	149	

ボディシャンプー	285	1年	6	143	100g
歯磨き	141	1年	3	35	
小計				706	

b. 理美容サービス 月 2,000円

(11) 身の回り用品の算定

身の回り用品 合計 **569円**

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
傘	1,000	2年	2	83	
旅行用カバン	2,900	5年	1	48	
ショルダーバック	3,000	5年	1	50	
リュックサック	1,500	5年	1	25	
財布*	2,990	5年	1	50	
腕時計*	6,800	10年	1	57	
帽子	1,500	2年	2	125	
ハンカチ	315	1年	5	131	
小計				569	

(12) 交際費・その他の算定

生活実態調査の結果をみると、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているかとの間に対し、最も多いのが「ほとんど参加」の61.7%、次いで「最近ほとんどよばれない」の16.2%、「他の費目を節約して参加」の12.6%と続いていた。その回数は、最も多いのが年2回で33.9%、次いで1回の26.1%、3回の17.6%、4回の9.7%、5回以上の7.3%と続いている。この結果から、年2回の結婚式やお葬式・法事などへの参加を想定した。その費用は、1回3万円とした。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか、という問いに対しては、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で54.5%、次いで「最近あげる機会がない」の15.8%、「あげないことにしている」の13.1%と続いている。この結果から、お見舞い金やお年玉などを年4回として1回5,000円と想定した。

第3に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「贈らないことにしている」の59.9%で、次いで「経済的に無理」の12.2%、「毎年決まって贈っている」の7.7%と続いていた。このことから、若年単身の場合には、お中元やお歳暮を贈る習慣がないものと判断される。調査の結果は、年齢階層によってかなりの差がみられた。

第4に、自治会費などの負担費として、年間3,600円を想定した。生活実態調査では、近所づきあいほとんどないことが分かる。ほとんど顔を合わせないかあいさつ程度である。実際には、自治会費も払っていない可能性が高いが、地域のお祭りや運動会などへの参加はないものとしても、自治会費を負担するのは、地域住民の義務であろうと考えた。

第5に、住宅関係費として、共益費は、さいたま市周辺の賃貸住宅情報誌による調査では、3,000円が最も多かった。このことから、共益費を月3,000円とした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を年3回とし、1回5,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

交際費・その他 月額 14,467円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
冠婚葬祭贈与金	30,000		年2回	5,000	
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年4軒	1,667	
住宅関係負担費	3,000		月	3,000	
自治会費等	3,600		年	300	
労働組合費	3,000		月1回	3,000	
新年会・忘年会等参加費	5,000		年3回	1,250	
その他会費	3,000		年	250	
小計				14,467	

(13) 自由裁量費の算定

1日200円×30日＝月 6,000円

7. 単身世帯の各地域の算定結果表

表1. 金澤・労働総研による「最低生計費」試算結果

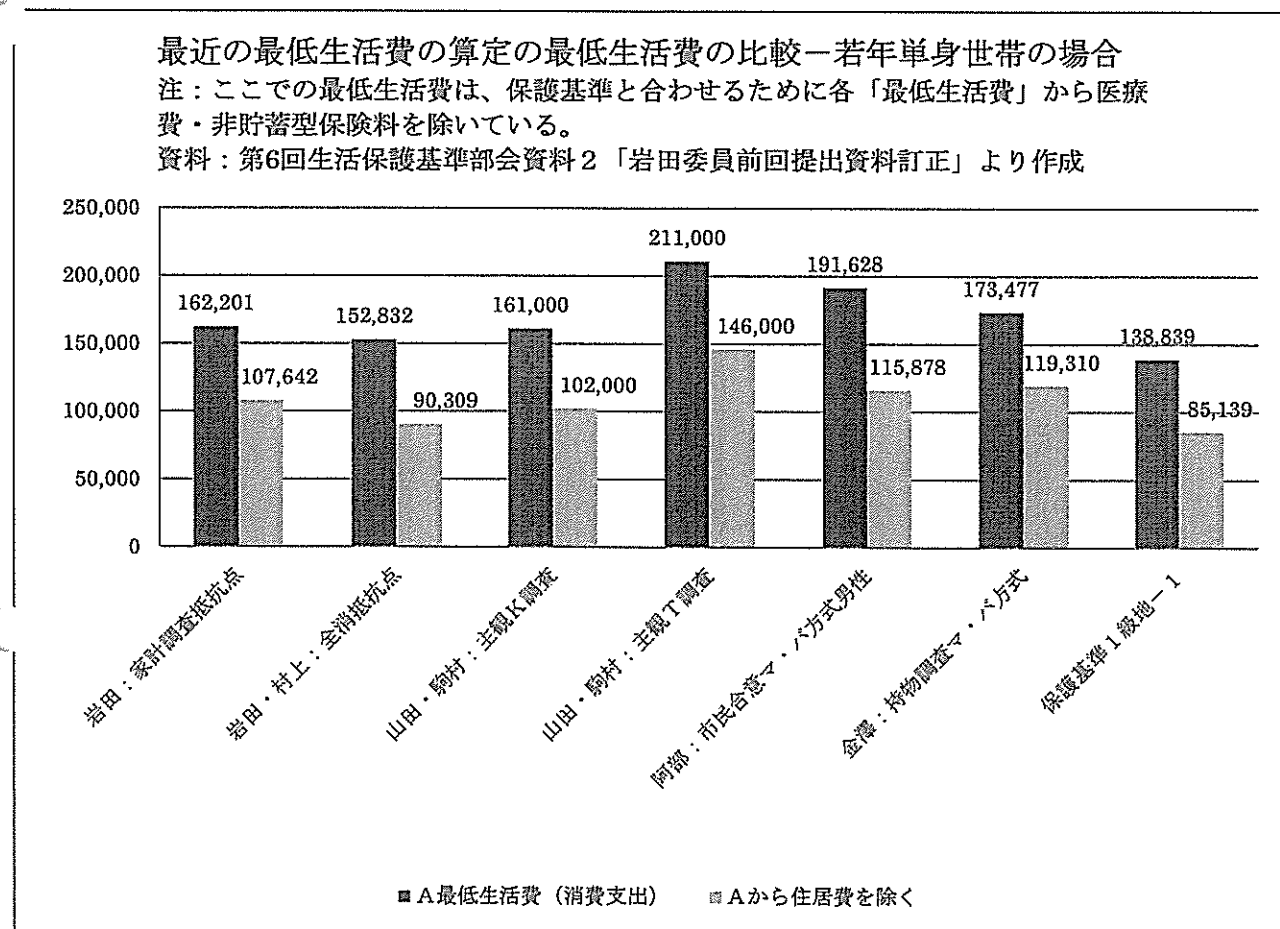
	首都圏 さいたま市	福島県 会津若松	岩手県 北上市	長崎県 大村市	愛知県 名古屋市
最低賃金ランク	A+B	C	D	D	A
消費支出計	174,406	172,997	170,561	163,504	167,184
食費	39,564	40,822	40,822	42,189	40,995
外食	17,500	17,500	17,500	17,500	16,500
住居	54,167	30,000	30,000	30,000	47,000
光熱・水道	6,552	9,017	9,017	7,546	7,837
家具・家事用品	3,881	3,417	3,362	3,354	3,849
被服及び履物	7,548	5,689	5,232	4,645	4,763
保健医療	2,465	2,465	2,465	2,465	2,465
交通・通信	18,214	42,252	40,252	35,550	18,635
交通	9,073	33,111	31,111	26,409	9,494
通信	9,141	9,141	9,141	9,141	9,141
教育	0	0	0	0	0
教養娯楽	18,273	16,650	16,608	16,521	17,262
その他の消費支出	23,742	22,685	22,803	21,234	24,378
諸雑費	9,275	8,518	8,586	9,067	8,994

交際費	14,467	14,167	14,217	12,167	15,384
予備費	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
非消費支出(税金・保険料)	42,395	42,603	40,294	39,047	39,046
最低生計費(税・保険料込)	233,801	232,600	227,855	218,551	223,230

出所：金澤誠一責任監修『首都圏最低生計費試算調査報告集』2008年、金澤誠一責任監修『東北地方最低生計費試算調査報告集』2010年、金澤誠一責任監修『九州地方最低生計費試算調査報告集』2010年、金澤誠一責任監修『愛知県最低生計費試算調査結果報告書』2011年

VI 最近の最低生活費の算定結果

下記の図は、これまで検討してきた「最近の最低生活費の算定方法」のそれぞれの算定結果を見たものである。そのもともとの資料は、政府の社会保障審議会第6回生活保護基準部会の資料2「岩田委員前回提出資料訂正」より作成したものである。この図は、生活保護基準と比較する為に、それぞれの「最低生活費」の算定結果から医療費と非著と非貯蓄型保険料を除いていると説明している。

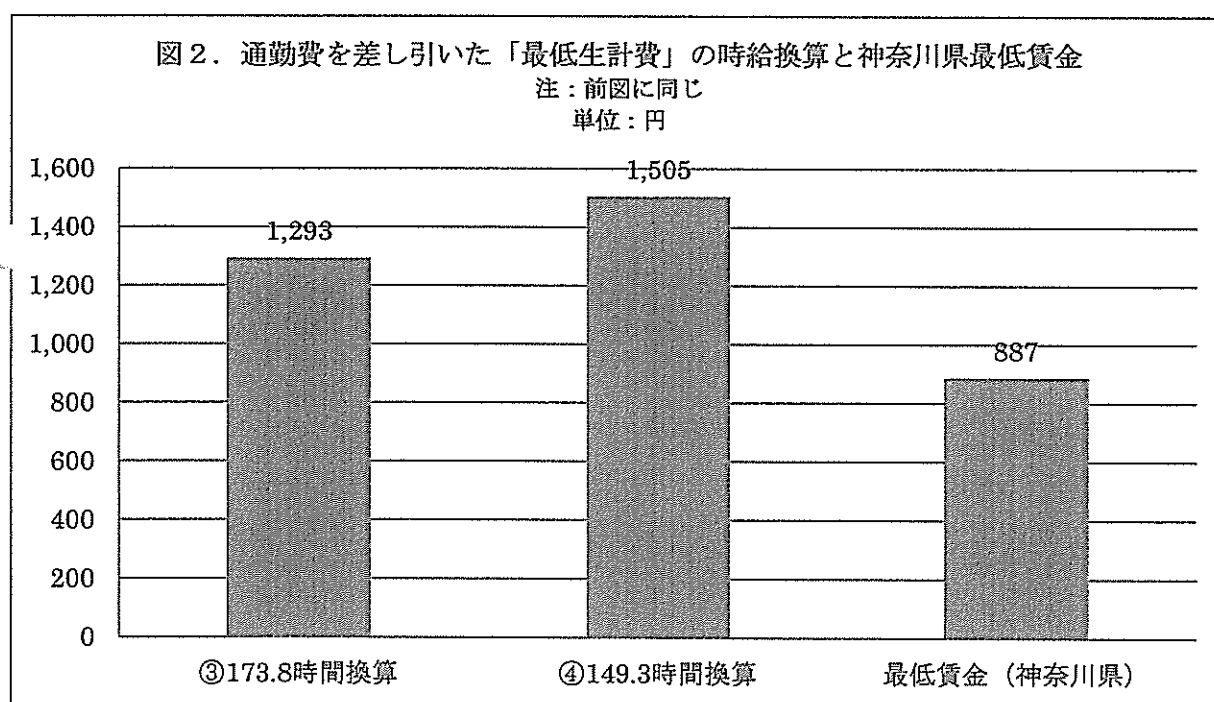
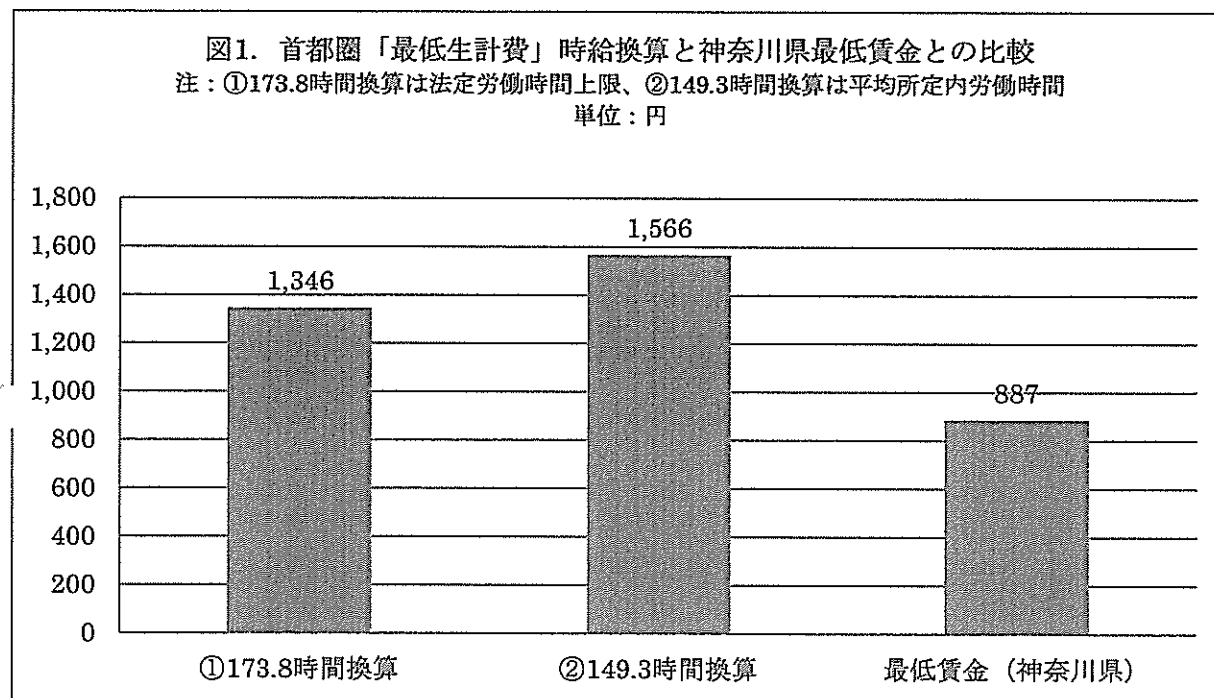


この図を見ると、これまで検討してきた「最低生活費」の算定結果は、若年単身世帯でみた場合、最も高いのが「山田・駒村：主観的最低生活費 T 調査」の 21 万 1,000 円、次いで「阿部：三鷹 MIS マ・バ方式」の 19 万 1,628 円、「金澤：持物財調査マ・バ方式」の 17 万 3,477 円、「岩田：家計調査抵抗点」の 16 万 2,01 円、「山田・駒村：主観的最低生活費 K 調査」の 16 万 1,000 円、「岩田・村上：家計調査抵抗点」15 万 2,832 円と続いている。いずれも、生活保護基準（1

級地-1) の 13 万 8,839 円よりも高い額となっている。これには、税金や社会保険料が含まれていない。これを含めれば、月額にして 20 万円は超えるであろう。少なくとも「金澤：持物財調査マ・バ方式」では、月 23 万円にはなる。このくらいなければ、若年単身世帯が、住宅費を払い、税金や社会保険料を払って、自律した生活はできないと考えられる。

まとめ

1. 首都圏「最低生計費」時給換算で 1,300 円から 1,500 円水準の最低賃金が必要



上記の図1は、金澤・労働総研による「最低生計費」試算結果を1時間単位に換算したものである。①の1,346円は、中央最低賃金審議会で採用している月173.8時間を分母としている。②

の 1,559 円は、厚労省「毎月勤労統計」事業所規模 5 人以上、一般労働者、調査産業計、平成 26 年 8 月確報より、所定内労働時間月 149.3 時間を分母としている。

図 2 は、先の「最低生計費」試算結果である月額 23 万 3,801 円から通勤費 9,073 円を差し引いた 22 万 4,728 円にたいし、③173.8 時間で除した時間当たり額 1,293 円を、④149.3 時間で除した時間当たり額 1,505 円を示したものである。これは、通勤費は定期券代を会社から支払われている場合を想定している。多くの場合、図 2 の方が現実的であると思われる。若年単身者が自律した生活をするためには、時給 1,300 円から 1,500 円が必要である。

神奈川県 lowest賃金が 887 円であるから、③の 1,293 円との差は、406 円、④の 1,505 円との差は 618 円である。この程度の最低賃金の引き上げを必要としている。

2. 最低賃金の引き上げの波及効果

最低賃金額の引き上げは、まず第 1 に、若年単身者の自律を促すことができる。第 2 に、若年者の自律は結婚の機会を増加させることが期待される。彼らが将来に対する見通しを持てるようになることが、彼らの誇りとやる気をもたらし、社会的効率の向上にも繋がるものと期待される。第 3 に、それにより少子高齢化を改善させる大きな一つの要因となりうる。第 4 に、それはまた、わが国の出生率の上昇が期待され、人口の増加に貢献できる。第 5 に、若年単身者の賃金の底上げが期待され、彼らの購買力を増加させ、地域経済の活性化に貢献することができる。第 6 に、それにとどまらず、人口の増加の傾向が見込まれれば、わが国の内需拡大に将来的にも貢献できるものと推測される。以上のように、最低賃金の引き上げは、「社会のあり方」の基であると考えられるものである。